

上場申請のための有価証券報告書
(I の部)

上場申請会社
J Xホールディングス株式会社

提出会社
新日本石油株式会社
新日鉱ホールディングス株式会社

目次

頁

表紙

第一部 組織再編成に関する情報	1
第1 組織再編成の概要	1
1. 組織再編成の目的等	1
2. 組織再編成の当事会社の概要	12
3. 組織再編成に係る契約	12
4. 組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠	21
5. 組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違	29
6. 組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利	29
7. 組織再編成に関する手続	31
第2 統合財務情報	32
第3 発行者（その関連者）と組織再編成対象会社との重要な契約	34
第二部 企業情報	35
第1 企業の概況	35
1. 主要な経営指標等の推移	35
2. 沿革	35
3. 事業の内容	35
4. 関係会社の状況	37
5. 従業員の状況	37
第2 事業の状況	38
1. 業績等の概要	38
2. 生産、受注及び販売の状況	38
3. 対処すべき課題	38
4. 事業等のリスク	38
5. 経営上の重要な契約等	44
6. 研究開発活動	44
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	44
第3 設備の状況	44
1. 設備投資等の概要	44
2. 主要な設備の状況	44
3. 設備の新設、除却等の計画	45
第4 上場申請会社の状況	45
1. 株式等の状況	45
2. 自己株式の取得等の状況	49
3. 配当政策	49
4. 株価の推移	49
5. 役員の状況	51
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	59
第5 経理の状況	60
第6 上場申請会社の株式事務の概要	60
第7 上場申請会社の参考情報	61
1. 上場申請会社の親会社等の情報	61
2. その他の参考情報	61
第三部 上場申請会社の保証会社等の情報	63
第四部 上場申請会社の特別情報	63
第1 最近の財務諸表	63
第2 保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類	63

【表紙】

【提出書類】 上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）

上場申請会社であるJXホールディングス株式会社（以下「当社」といいます。）は、株式移転により平成22年4月1日に設立登記する予定です。

（注）本報告書提出日の平成22年3月1日においては、当社は設立されておりませんが、本報告書は、設立日の平成22年4月1日現在の状況について説明する事前提出書類ですので、特に必要のある場合を除き、予定・見込みである旨の表現は使用していません。

（上場申請会社）

【提出先】 株式会社名古屋証券取引所 代表取締役社長 畔柳 昇 殿
【提出日】 平成22年3月1日
【会社名】 JXホールディングス株式会社
【英訳名】 JX Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 西尾 進路
代表取締役社長 高萩 光紀
【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町二丁目6番3号
【電話番号】 下記統合2社の連絡先をご参照願います。
【事務連絡者氏名】 同上
【最寄りの連絡場所】 同上
【電話番号】 同上
【事務連絡者氏名】 同上

（新規上場申請のための有価証券報告書提出会社）

【会社名】 新日本石油株式会社
【英訳名】 NIPPON OIL CORPORATION
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 西尾 進路
【本店の所在の場所】 東京都港区西新橋一丁目3番12号
【電話番号】 03-3502-1136
【事務連絡者氏名】 経営管理第1本部 IR部IRグループマネージャー
四谷 九吾
【最寄りの連絡場所】 東京都港区西新橋一丁目3番12号
【電話番号】 03-3502-1136
【事務連絡者氏名】 経営管理第1本部 IR部IRグループマネージャー
四谷 九吾

【会社名】 新日鉱ホールディングス株式会社
【英訳名】 NIPPON MINING HOLDINGS, INC.
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 高萩 光紀
【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門二丁目10番1号
【電話番号】 03-5573-5116
【事務連絡者氏名】 取締役（常務役員） 企画・管理グループ 管理・IR担当
杉内 清信
【最寄りの連絡場所】 東京都港区虎ノ門二丁目10番1号
【電話番号】 03-5573-5116
【事務連絡者氏名】 取締役（常務役員） 企画・管理グループ 管理・IR担当
杉内 清信

第一部【組織再編成に関する情報】

第1【組織再編成の概要】

1【組織再編成の目的等】

1. 経営統合の目的及び理由

新日本石油株式会社（以下「新日本石油」又は「新日石」といいます。）及び新日鉱ホールディングス株式会社（以下「新日鉱ホールディングス」又は「新日鉱」といいます。）は、エネルギー・資源・素材の各分野において、事業環境の構造的変化に先手を打ち、激化する競争に勝ち抜くために、両社グループの経営基盤を一層強固なものとするとともに、新たな経営理念の下で飛躍することを目的として、両社グループの全面的な経営統合を行うこととし、もって、国内外におけるエネルギー・資源・素材の安定的かつ効率的な供給の使命を果たします。

2. 上場申請会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団との関係

(1) 上場申請会社の企業集団の概要

① 上場申請会社の概要

(1) 商号	J Xホールディングス株式会社		
(2) 事業内容	石油精製販売事業、石油開発事業、金属事業を行う子会社およびグループ会社の経営管理ならびにこれに付帯する業務		
(3) 本店所在地	東京都千代田区大手町二丁目6番3号		
(4) 代表者及び役員 の就任予定	代表取締役会長	西尾 進路	現 新日本石油株式会社 代表取締役社長 社長執行役員
	代表取締役社長 社長執行役員	高萩 光紀	現 新日鉱ホールディングス株式会社 代表取締役社長
	取締役 副社長執行役員	平井 茂雄	現 新日本石油株式会社 取締役 常務執行役員
	取締役 専務執行役員	杉内 清信	現 新日鉱ホールディングス株式会社 取締役（常務役員）
	取締役 常務執行役員	山縣 由起夫	現 新日本石油株式会社 取締役 常務執行役員
	取締役 常務執行役員	加賀美 和夫	現 新日鉱ホールディングス株式会社 取締役
	取締役 常務執行役員	内島 一郎	現 株式会社ジャパンエナジー 常務執行役員
	取締役 常務執行役員	川田 順一	現 新日本石油株式会社 執行役員
	取締役（非常勤）	木村 康	現 新日本石油株式会社 取締役 常務執行役員
	取締役（非常勤）	松下 功夫	現 新日鉱ホールディングス株式会社 取締役（非常勤） 現 株式会社ジャパンエナジー 代表取締役社長
	取締役（非常勤）	古関 信	現 新日本石油株式会社 取締役（非常勤） 現 新日本石油開発株式会社 代表取締役社長
	取締役（非常勤）	岡田 昌徳	現 新日鉱ホールディングス株式会社 取締役（非常勤） 現 日鉱金属株式会社 代表取締役社長

	社外取締役	庄山 悦彦	現 新日鉱ホールディングス株式会社 社外取締役
	社外取締役	高村 壽一	現 新日鉱ホールディングス株式会社 社外取締役
	社外取締役	阪田 雅裕	現 新日本石油株式会社 社外監査役
	社外取締役	小宮山 宏	現 新日本石油株式会社 社外取締役
	常勤監査役	伊藤 文雄	現 新日鉱ホールディングス株式会社 取締役 (常務役員)
	常勤監査役	田淵 秀夫	現 新日本石油株式会社 常勤監査役
	社外監査役	藤井 正雄	現 新日本石油株式会社 社外監査役
	社外監査役	春 英彦	現 新日本石油株式会社 社外監査役
	社外監査役	渡辺 裕泰	現 新日鉱ホールディングス株式会社 社外監査役
	社外監査役	浦野 光人	現 新日鉱ホールディングス株式会社 社外監査役
(5) 資本金	1,000億円		
(6) 純資産 (連結)	未定		
(7) 総資産 (連結)	未定		
(8) 決算期	3月31日		

② 上場申請会社の企業集団の概要

当社と新日本石油及び新日鉱ホールディングスの状況は以下のとおりです。

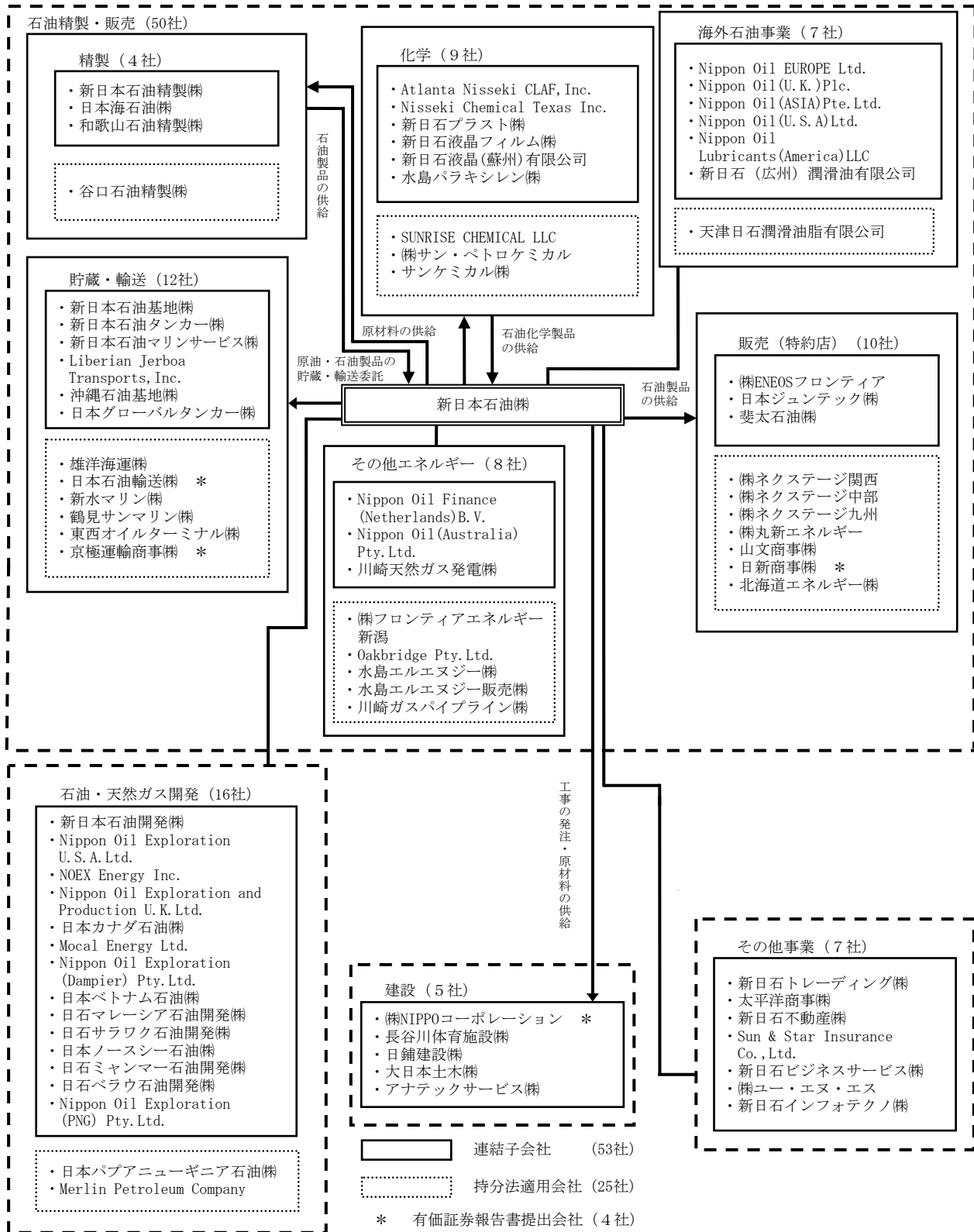
新日本石油及び新日鉱ホールディングスは、両社臨時株主総会による承認を前提として、平成22年4月1日 (予定) を期して、株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立すること (以下「本株式移転」といいます。) について合意しております。

会社名	住所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	役員の兼任等		資金援助	営業上の 取引	設備の賃 貸借
					当社 役員 (名)	当社 従業員 (名)			
(連結子会社)									
新日本石油㈱	東京都港区	139,437	石油製品の精製・販売 ガスの輸入・販売 電力の発電・販売	100	未定	未定	未定	未定	未定
新日鉱ホールディングス(株)	東京都港区	73,920	石油製品の製造・販売 非鉄金属製品・電材加工 製品の製造・販売	100	未定	未定	未定	未定	未定

本株式移転に伴う当社設立後、新日本石油及び新日鉱ホールディングスは、当社の株式移転完全子会社となります。当社の完全子会社となる新日本石油及び新日鉱ホールディングスの平成21年3月末時点の状況は、次のとおりです。なお、平成21年3月末以降平成21年9月末までの変更については、注記により記載しております。

新日本石油

事業の系統図は、次のとおりです。



(注) 1. 日本ノースシー石油(株)は、平成21年6月1日付けで、連結子会社である新日本石油開発(株)に吸収合併されました。
 2. Nippon Oil (U.K.) Plc. は、平成21年5月8日付けで清算いたしました。

関係会社の状況（連結子会社）

区分	主要な会社の名称	所在地	資本金	主要な事業の内容	議決権の 所有割合	関係内容	
						役員の 兼任等	営業上の取引・資金援助等
石油精製・販売（27社）			億円		%		
	新日本石油精製(株)	東京都港区	50.0	石油製品及び石油化学製品の製造	100.0	有	同社は、石油・石油化学製品の製造を新日石から受託しております。同社は、新日石から運転・設備資金を借り入れております。
	新日本石油基地(株)	鹿児島県鹿児島市	60.0	石油類の貯蔵及び受払	100.0 (50.0)	有	同社は、新日石の石油類の貯蔵・受払を行っております。同社は、新日石から設備資金を借り入れております。
	新日本石油タンカー(株)	神奈川県横浜市中区	40.0	原油及び石油製品の海上輸送	100.0 (96.0)	有	同社は、新日石の原油・石油製品の運搬を行っております。同社は、新日石から設備資金を借り入れております。
	(株)ENEOSフロンティア	東京都品川区	4.9	石油製品の販売	100.0	有	同社は、新日石から購入した石油製品を販売しております。同社は、新日石から運転・設備資金を借り入れております。
	新日石プラスト(株)	東京都港区	2.0	不織布、シートパレットその他合成樹脂加工製品の製造及び売買	100.0	有	同社は、不織布等の合成樹脂加工製品を製造・販売しております。同社は、新日石から運転・設備資金を借り入れております。
	和歌山石油精製(株)	和歌山県海南市	44.2	石油製品の製造及び販売	99.0	有	同社は、新日石から購入した石油製品を加工し、販売しております。
	日本海石油(株)	富山県富山市	40.0	石油製品の製造及び販売	100.0	有	同社は、精製した石油製品を新日石に販売しておりますが、平成21年4月1日以降は、新日石の石油類の貯蔵・受払を行っております。同社は、新日石から運転資金を借り入れております。
	沖縄石油基地(株)	沖縄県うるま市	4.9	石油類の貯蔵及び受払	65.0	有	同社は、新日石の石油類の貯蔵・受払を行っております。
	川崎天然ガス発電(株)	東京都港区	37.5	発電及び電力の供給	51.0	無	同社は、新日石から購入した天然ガスで発電し、発電した電力を新日石に販売しております。
	Nippon Oil (U. S. A.) Ltd.	米国イリノイ州	(百万米ドル) 3.0	石油製品の販売	100.0	無	同社は、米国において石油製品を販売しております。
	Nippon Oil Lubricants(America) LLC	米国アラバマ州	(百万米ドル) 23.0	潤滑油の製造及び販売	100.0 (100.0)	無	同社は、米国において潤滑油製品の製造・販売を行っております。
	Nisseki Chemical Texas Inc.	米国テキサス州	(百万米ドル) 30.1	エチリデンノルボルネンの販売並びに感圧紙用溶剤、絶縁油等の製造及び販売	100.0	有	同社は、米国において石油化学製品の製造・販売を行っております。
	Atlanta Nisseki CLAF, Inc.	米国ジョージア州	(百万米ドル) 8.9	不織布の製造及び販売	100.0	有	同社は、米国において不織布等の製造・販売を行っております。
	Nippon Oil(Asia) Pte. Ltd.	シンガポール国シンガポール市	(百万シンガポールドル) 0.3	原油及び石油製品の売買	100.0	無	同社は、新日石に原油・石油製品を販売しております。
	Nippon Oil Europe Ltd.	英国ロンドン市	(百万米ドル) 6.0	原油及び石油製品の売買	100.0	無	同社は、新日石に原油・石油製品を販売しております。
	Nippon Oil (Australia) Pty. Ltd.	オーストラリア国ニューサウスウェールズ州	(百万豪ドル) 76.7	石炭その他鉱物資源の売買	100.0	無	同社は、豪州において石炭事業を行っております。

区分	主要な会社の名称	所在地	資本金	主要な事業の内容	議決権の 所有割合	関係内容	
						役員の 兼任等	営業上の取引・資金援助等
	新日石（広州）潤滑油有限公司	中国広東省	(百万米ドル) 17.0	潤滑油の製造及び販売	90.0	無	同社は、中国において潤滑油の製造、販売を行っております。
	新日石液晶（蘇州）有限公司	中国江蘇省	(百万米ドル) 41.0	液晶フィルム製品の製造及び販売	100.0	無	同社は、中国において液晶フィルム製品の製造、販売を行っております。同社は、新日石から運転資金を借り入れております。
石油・天然ガス開発（14社）			億円		%		
	新日本石油開発(株)	東京都港区	98.1	石油・天然ガス開発事業の統括	100.0	有	同社は、新日石グループの石油・天然ガス開発事業を統括しております。同社は、新日石から設備資金を借り入れております。
	*1 日本ベトナム石油(株)	東京都港区	225.3	ベトナムにおける石油の探鉱及び開発	97.1 (97.1)	有	同社は、ベトナムにおいて石油開発事業を行っております。
	*1 日石サラワク石油開発(株)	東京都港区	148.8	マレーシアにおける天然ガスの探鉱及び開発	76.5 (76.5)	有	同社は、マレーシアにおいて天然ガス開発事業を行っております。
建設（5社）			億円		%		
	*1 *2 (株)NIPPONコーポレーション	東京都中央区	153.2	道路工事、舗装工事及び土木工事並びに石油関連設備の企画、設計及び建設	57.2	有	同社は、新日石の設備の新設・補修工事を行っております。同社は、新日石から工事材料を購入しております。
その他事業（7社）			億円		%		
	新日石不動産(株)	神奈川県横浜市中区	5.0	不動産の売買、賃貸借及び管理	100.0	有	同社は、新日石との間で不動産の賃貸借等を行っております。同社は、新日石から運転資金を借り入れております。
	新日石トレーディング(株)	東京都港区	3.3	自動車関連用品の販売、各種機器のリース、各種保険の取扱い、旅行業及びスポーツ施設の運営	100.0	有	同社は、新日石に機器類のリースを行い、新日石の委託を受けてゴルフ場等を運営しております。同社は、新日石から運転・設備資金を借り入れております。
	新日石ビジネスサービス(株)	神奈川県横浜市中区	0.5	経理関係業務、給与・福利厚生関係業務の受託	100.0	無	同社は、新日石の経理関係業務及び給与・福利厚生関係業務を請負っております。同社は、新日石から運転・設備資金を借り入れております。
	新日石インフォテックノ(株)	神奈川県横浜市中区	3.0	電算・通信システムの開発及び運用の受託	51.0	有	同社は、新日石の電算システムの運用及び開発を請負っております。

- (注) 1. *1を付した会社は、特定子会社です。
2. 議決権の所有割合の（ ）内は、間接所有割合です（内数）。
3. *2を付した会社は、有価証券報告書提出会社です。

4. 平成22年3月期第1四半期連結会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年6月30日）において、次の会社が新たに連結子会社となりました。

区分	会社の名称	所在地	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合	役員の兼任等	関係内容
石油精製・販売	(株)ENEOSセルテック	東京都港区	億円 1.0	燃料電池システムの開発、製造及び販売	% 81.0	有	同社は、製造した燃料電池を新日石に販売しております。 同社は、新日石から運転資金を借り入れております。

5. (株)NIPPONコーポレーションは、平成21年7月1日付けにて、(株)NIPPONへ商号変更いたしました。

関係会社の状況（持分法適用会社）

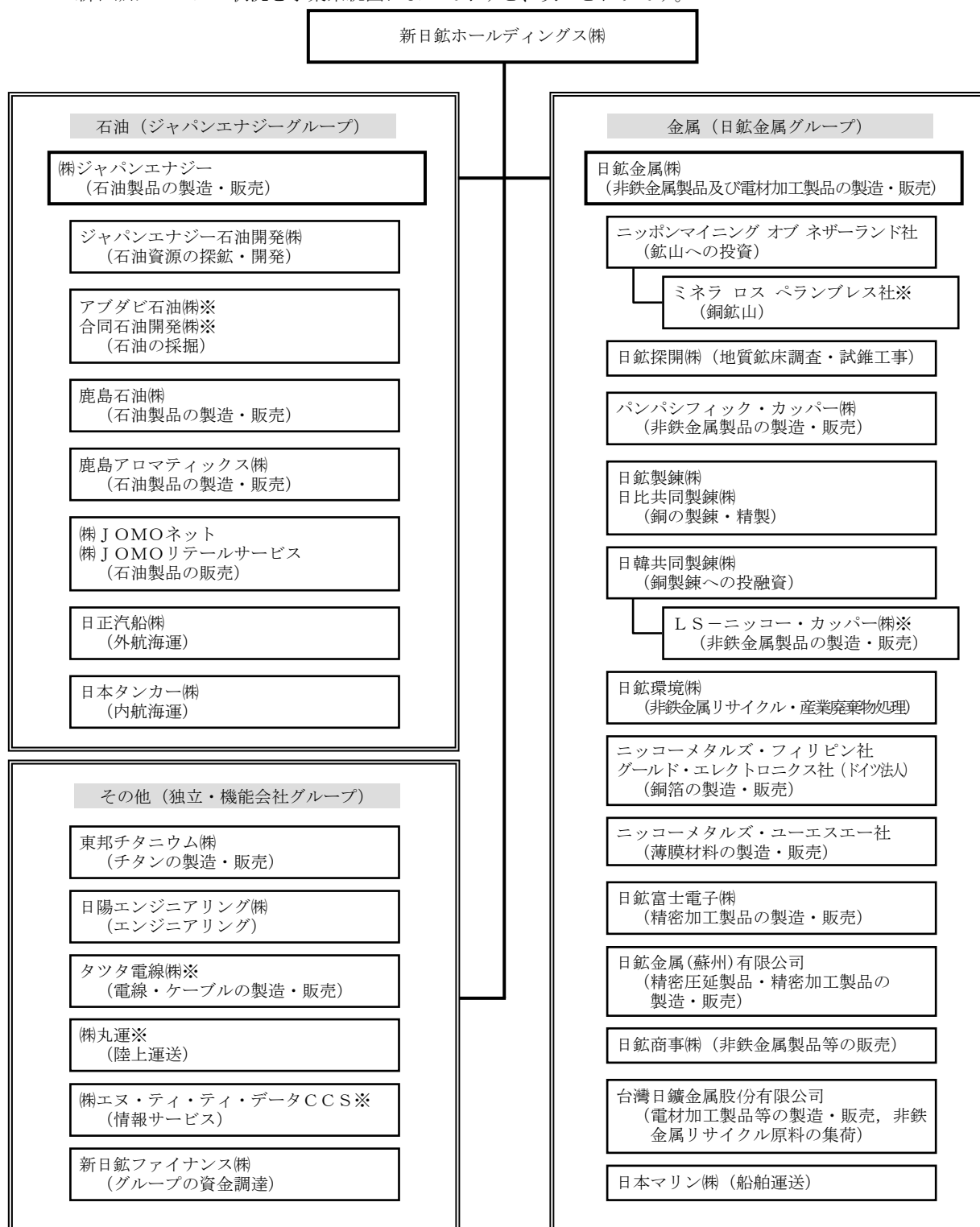
区分	主要な会社の名称	所在地	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合	関係内容	
						役員の兼任等	営業上の取引・資金援助等
石油精製・販売（23社）			億円		%		
	水島エルエヌジー(株)	岡山県倉敷市	8.0	液化天然ガスの受入、貯蔵、気化及びガス送出	50.0	無	同社は、新日石の製油所敷地内において液化天然ガスの受入・貯蔵・気化・ガス送出等の事業を行っております。
	*1 日本石油輸送(株)	東京都品川区	16.6	石油製品の陸上輸送	29.4	有	同社は、新日石の石油製品等の輸送を行っております。
	天津日石潤滑油脂有限公司	中国天津市	(百万中国元) 61.0	潤滑油の生産及び販売	40.0	無	同社は、中国において潤滑油の生産及び販売を行っております。
石油・天然ガス開発（2社）							

(注) 1. *1を付した会社は、有価証券報告書提出会社です。

2. 平成22年3月期第1四半期連結会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年6月30日）において、スペースエナジー(株)が、新たに持分法適用会社となりました。

新日鉱ホールディングス

新日鉱グループの状況を事業系統図によって示すと、次のとおりです。



- (注) 1. 上記は平成21年3月31日現在の状況です。
 2. 無印は主要連結子会社、※印は主要持分法適用会社です。

関係会社の状況

会社の名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	関係内容					
				議決権の 所有割合 (%)	役員の兼任		資金援助	主たる営 業上の取 引	
					当社 役員 (名)	当社 従業員 (名)			
(1) 連結子会社									
㈱ジャパンエナジー	東京都港区	48,000	石油製品の製造・販売	100	2	—	有	—	経営管理
ジャパンエナジー石油 開発㈱	東京都港区	4,980	石油・天然ガスの探鉱・生 産・販売	100 (100)	1	—	—	—	—
日鉱珠江口石油開発㈱	東京都港区	300	原油の生産・販売	100 (100)	—	—	—	—	—
サザンハイランド石油 開発㈱	東京都港区	300	原油の生産・販売	80.0 (80.0)	—	—	—	—	—
鹿島石油㈱	東京都港区	20,000	石油製品の製造・販売	70.7 (70.7)	—	—	—	—	—
鹿島アロマティックス ㈱	東京都港区	10,005	石油製品の製造・販売	80.0 (80.0)	—	—	—	—	—
㈱J OMO ネット	東京都中央区	100	石油製品の販売	100 (100)	—	—	—	—	—
㈱J OMO リテール サービス	東京都中央区	100	石油製品の販売	100 (100)	—	—	—	—	—
㈱ジェイ・クエスト	東京都文京区	20	石油製品の販売	100 (100)	—	—	—	—	—
㈱J OMO サンエナ ジー	東京都港区	100	石油製品の販売	100 (100)	—	—	—	—	—
㈱キョウビシ	千葉県成田市	50	石油製品の販売	100 (100)	—	—	—	—	—
Japan Energy (Singapore) Pte., Ltd.	Singapore	千シンガ ポールドル 5,300	石油製品の販売	100 (100)	—	—	—	—	—
日鉱液化ガス㈱	東京都港区	150	L P ガスの保管及び貯蔵	51.0 (51.0)	—	—	—	—	—
アジア商事㈱	東京都新宿区	80	L P ガス製品の販売	100 (100)	—	—	—	—	—
㈱キョウプロ	京都府京都市	60	L P ガス製品の販売	100 (100)	—	—	—	—	—
㈱J OMO プロ関東	群馬県前橋市	50	L P ガス製品の販売	100 (100)	—	—	—	—	—
ペトロコックス㈱	東京都港区	90	電極用煅焼石油コークス、 その副産物の販売	85.0 (85.0)	—	—	—	—	—
Irvine Scientific Sales Co., Inc.	California, U. S. A.	千米ドル 19	血清・培地製品の製造・販 売	100 (100)	—	—	—	—	—
日正汽船㈱	東京都港区	4,000	外航海運	72.5 (72.5)	—	—	—	—	—
日本タンカー㈱	東京都港区	300	内航海運	100 (100)	—	—	—	—	—
㈱J OMO エンタープ ライズ	東京都中央区	50	土木・建築・塗装工事、 リース、不動産	100 (100)	—	—	—	—	—
㈱J OMO サポートシ ステム	東京都港区	100	自動車用品販売、リース、 保険	100 (100)	—	—	—	—	—
日鉱金属㈱	東京都港区	24,500	非鉄金属製品及び電材加工 製品の製造・販売	100	2	—	有	—	経営管理

会社の名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	関係内容				
				議決権の 所有割合 (%)	役員の兼任		資金援助	主たる営 業上の取 引
					当社 役員 (名)	当社 従業員 (名)		
Nippon Mining of Netherlands B.V.	Amsterdam, Netherlands	千ユーロ 10,117	コジャワシ鉱山及びロス・ ペランプレス鉱山への投資	100 (100)	—	—	—	—
Nippon LP Resources B.V.	Amsterdam, Netherlands	千ユーロ 18	ロス・ペランプレス鉱山へ の投資	60.0 (60.0)	—	—	—	—
春日鉱山(株)	鹿児島県枕崎市	10	含金硅酸鉱の採掘	100 (100)	—	—	—	—
日韓共同製錬(株)	東京都港区	6,000	韓国銅製錬事業への投融資	80.0 (80.0)	—	—	—	—
パンパシフィック・ カッパー(株)	東京都港区	28,450	非鉄金属製品の製造・販売	66.0 (66.0)	1	—	—	—
日鉱製錬(株)	東京都港区	1,000	銅の製錬・精製	100 (100)	—	—	—	—
日比共同製錬(株)	東京都港区	4,700	銅の製錬・精製	63.5 (63.5)	—	—	—	—
日三環太銅業(上海) 有限公司	中国上海市	千人民元 8,277	非鉄金属製品等の販売	100 (100)	—	—	—	—
PPC Canada Enterprises Corp.	British Columbia, Canada	千カナダド ル 1,100	ミネラ・ルミナ社への投資	100 (100)	—	—	—	—
Minera Lumina Copper Chile S.A.	Santiago, Chile	千米ドル 170,001	カセロネス銅鉱床の開発	100 (100)	—	—	—	—
Compania Minera Quechua S.A.	Lima, Peru	百万ヌエボ ソル 173	ケチュア銅鉱床の開発	100 (100)	—	—	—	—
日本鋳銅(株)	東京都港区	200	型銅の生産	65.0 (65.0)	—	—	—	—
常州金源銅業有限公司	中国江蘇省	千人民元 282,429	銅荒引線の製造・販売	61.4 (61.4)	—	—	—	—
黒部日鉱ガルバ(株)	富山県黒部市	150	溶融亜鉛めっき	93.4 (93.4)	—	—	—	—
日鉱商事(株)	東京都中央区	390	非鉄金属製品等の販売	100 (100)	—	—	—	—
台湾日鏡金属股份有限 公司	台湾桃園県	百万台湾ド ル 64	電材加工製品等の製造・販 売、非鉄金属リサイクル原 料の集荷	100 (100)	—	—	—	—
日鉱美術工芸(株)	東京都港区	20	貴金属、銅製品等の販売	100 (100)	—	—	—	—
日鉱環境(株)	茨城県日立市	200	非鉄金属リサイクル、産業 廃棄物処理	100 (100)	—	—	—	—
苫小牧ケミカル(株)	北海道苫小牧市	100	非鉄金属リサイクル、産業 廃棄物処理	100 (100)	—	—	—	—
日鉱敦賀リサイクル(株)	福井県敦賀市	50	非鉄金属リサイクル、産業 廃棄物処理	100 (100)	—	—	—	—
日鉱三日市リサイクル 株	富山県黒部市	50	非鉄金属リサイクル、産業 廃棄物処理	100 (100)	—	—	—	—
(株)日鉱プラント佐賀関	大分県大分市	20	設備・保全工事等の請負	100 (100)	—	—	—	—
日本マリン(株)	東京都港区	300	船舶運送	100 (100)	—	—	—	—

会社の名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	関係内容				
				議決権の 所有割合 (%)	役員の兼任		資金援助	主たる営 業上の取 引
					当社 役員 (名)	当社 従業員 (名)		
サーカムパシフィック 海運㈱	東京都港区	10	船舶運送	100 (100)	—	—	—	—
㈱日鉱物流パートナーズ	東京都港区	100	物流管理、通関	100 (100)	—	—	—	—
日照港運㈱	大分県大分市	20	荷役及び自動車運送	100 (100)	—	—	—	—
日鉱探開㈱	東京都港区	90	地質鉱床調査、試錐工事	100 (100)	—	—	—	—
日鉱ドリリング㈱	東京都港区	10	試錐工事	100 (100)	—	—	—	—
Gould Electronics Inc.	Ohio, U. S. A.	千米ドル 5	非継続事業関係の管理	100 (100)	—	—	—	—
Nikko Metals Philippines, Inc.	Laguna, Philippines	千米ドル 4,000	銅箔の製造・販売	100 (100)	—	—	—	—
Gould Electronics GmbH	Eichstetten, Germany	千ユーロ 5,113	銅箔の製造・販売	100 (100)	—	—	—	—
香港日鉱金属有限公司	中国香港	百万香港ド ル17	銅箔の加工・販売	100 (100)	—	—	—	—
Nikko Metals USA, Inc.	Arizona, U. S. A.	千米ドル 5,000	薄膜材料の製造・販売	100 (100)	—	—	—	—
Nikko Metals KoreaCo., Ltd.	大韓民国京畿道	百万ウォン 2,000	薄膜材料の製造・販売	100 (100)	—	—	—	—
日鉱富士電子㈱	茨城県北茨城市	300	金めっき等表面処理品の製 造・販売	100 (100)	—	—	—	—
東莞日鉱富士電子有限 公司	中国広東省	千人民元 29,578	ディスプレイ部品の製造・ 販売	100 (100)	—	—	—	—
日鉱コイルセンター㈱	神奈川県高座郡	15	精密圧延製品の加工受託	100 (100)	—	—	—	—
Nippon Precision Technology (Malaysia) Sdn. Bhd.	Kuantan, Malaysia	百万マレー シアリン ギット 14	ディスプレイ部品の製造・ 販売	80.5 (80.5)	—	—	—	—
Nippon Mining Singapore Pte., Ltd.	Singapore	千シンガ ポールドル 2,000	精密圧延製品、スクラップ の販売	100 (100)	—	—	—	—
上海日鉱金属有限公司	中国上海市	千人民元 42,498	精密圧延製品の加工・販売	100 (100)	—	—	—	—
日鉱金属(蘇州)有限 公司	中国江蘇省	千人民元 492,366	精密圧延製品、ディスプレ イ部品の製造・販売	100 (100)	—	—	—	—
無錫日鉱富士精密加工 有限公司	中国江蘇省	千人民元 31,806	金めっき等表面処理品の製 造・販売	100 (100)	—	—	—	—
Materials Service Complex Malaysia Sdn. Bhd.	Johor, Malaysia	百万マレー シアリン ギット 30	精密圧延製品等の加工・販 売、非鉄金属リサイクル原 料の集荷	100 (100)	—	—	—	—
東邦チタニウム㈱	神奈川県茅ヶ崎市	4,812	金属チタン等の製造・販売	42.6 (0.1)	—	1	—	—
日陽エンジニアリング ㈱	埼玉県戸田市	300	機械・電気・土木・建築工 事の設計・施工・施工監 理、保全業務	100 (28.0)	—	1	—	—

会社の名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	関係内容				
				議決権の 所有割合 (%)	役員の兼任		資金援助	主たる営 業上の取 引
					当社 役員 (名)	当社 従業員 (名)		
日鉱不動産㈱	東京都港区	170	不動産の売買・賃貸借	100	—	1	有	—
オートマックス㈱	東京都板橋区	30	自動車用試験機等の設計製作	100	—	1	有	—
新日鉱ファイナンス㈱	東京都港区	400	グループの資金調達	100	1	2	有	—
新日鉱プロキュアメント㈱	東京都港区	100	購買業務サービス	100	—	2	—	—
新日鉱テクノリサーチ㈱	埼玉県戸田市	50	技術調査、コンサルティング、知的財産管理	100	—	1	—	—
新日鉱ビジネスサポート㈱	東京都港区	50	事務サービス	100	2	1	—	—
新日鉱エコマネジメント㈱	東京都港区	10	環境管理サービス	100	1	1	—	—
新日鉱保険サービス㈱	東京都港区	21	損害保険代理店	100	—	2	—	—
新日鉱 I T ㈱	東京都港区	50	グループの I T に関する企画・管理	100	—	4	—	—
豊羽鉱山㈱	北海道札幌市	200	休止鉱山管理	100	—	1	—	—
その他 31社								
(2) 持分法適用関連会社								
アブダビ石油㈱	東京都品川区	10,090	原油の生産・販売	31.5 (31.5)	1	—	—	—
合同石油開発㈱	東京都港区	2,010	原油の生産・販売	35.0 (35.0)	1	—	—	—
Minera Los Pelambres	Santiago, Chile	千米ドル 373,820	銅鉱の採掘	25.0 (25.0)	—	—	—	—
Japan Collahuashi Resources B. V.	Amsterdam, Netherlands	千ユーロ 66,795	コジャワシ銅鉱山への投資	30.0 (30.0)	—	—	—	—
ジェコ㈱	東京都千代田区	10	エスコンディエーダ銅鉱山への投資	20.0 (20.0)	—	—	—	—
LS-Nikko Copper Inc.	大韓民国蔚山廣 域市	百万ウォン 283,204	銅の製錬・精製	49.9 (49.9)	—	—	—	—
日立製線㈱	茨城県日立市	490	銅荒引線の製造	20.0 (20.0)	—	—	—	—
Poongsan-Nikko Tin Plating Corporation	大韓民国蔚山廣 域市	百万ウォン 2,000	黄銅条錫めっき加工	40.0 (40.0)	—	—	—	—
タツタ電線㈱	大阪府東大阪市	6,676	電線、ケーブル等の製造・販売	35.2 (0.1)	—	1	—	—
㈱丸運	東京都港区	3,559	陸上運送	38.8 (0.6)	—	—	—	—
㈱エヌ・ティ・ティ・ データ C C S	東京都江東区	270	ソフトウェア開発、情報処理、システム販売	40.0	—	2	—	—
その他 2社								

(注) 1 株式会社ジャパンエナジー、鹿島石油株式会社、鹿島アロマティックス株式会社、日鉱金属株式会社、パンパシフィック・カッパー株式会社及びMinera Lumina Copper chile S.A. は、特定子会社に該当します。

2 東邦チタニウム株式会社、タツタ電線株式会社及び株式会社丸運は、有価証券報告書提出会社です。

- 3 議決権の所有割合の（ ）内は、間接所有割合で内数です。
- 4 平成22年3月期第1四半期連結会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年6月30日）において、次の会社が新たに連結子会社となりました。

会社の名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有 割合 (%)	関係内容
(株)ジャパンガスエナジー	東京都港区	3,500	L P ガス製品の販売	51.0 (51.0)	—
(株)アイエスジャパン	埼玉県戸田市	30	細胞培養用培地等の販売	100 (100)	—

(2) 上場申請会社の企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係

① 資本関係

本株式移転により、新日本石油及び新日鉱ホールディングスは当社の完全子会社になる予定です。前記「(1) 上場申請会社の企業集団の概要 ② 上場申請会社の企業集団の概要」の記載もご参照ください。

② 役員の兼任関係

当社の完全子会社である新日本石油及び新日鉱ホールディングスと役員の兼任関係は、前記「(1) 上場申請会社の企業集団の概要 ① 上場申請会社の概要」の記載をご参照ください。

③ 取引関係

当社の完全子会社である新日本石油及び新日鉱ホールディングスと関係会社の取引関係は、前記「(1) 上場申請会社の企業集団の概要 ② 上場申請会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

2 【組織再編成の当事会社の概要】

該当事項はありません。

3 【組織再編成に係る契約】

1. 株式移転計画の内容の概要

新日本石油及び新日鉱ホールディングスは、両社臨時株主総会による承認を前提として、平成22年4月1日（予定）に、当社を株式移転設立完全親会社、新日本石油及び新日鉱ホールディングスを株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画を平成21年10月30日の両社取締役会において作成いたしました。なお、新日本石油及び新日鉱ホールディングスは、同日付で、共同株式移転の方法により新日本石油及び新日鉱ホールディングスの完全親会社となる当社を設立して経営統合することを合意する統合契約書を締結しております。

株式移転計画に基づき、新日本石油の普通株式1株に対して当社の普通株式1.07株、新日鉱ホールディングスの普通株式1株に対して当社の普通株式1.00株をそれぞれ割り当て交付します。その他、株式移転計画においては、当社の商号、本店の所在地、役員、資本金及び準備金の額、剰余金の配当等につき規定されております（詳細につきましては、後記「2. 株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。）。

2. 株式移転計画の内容

株式移転計画書（写）

新日本石油株式会社（以下「新日石」という。）と新日鉱ホールディングス株式会社（以下「新日鉱」という。）とは、共同して株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり共同して株式移転計画（以下「本計画」という。）を作成する。

（株式移転）

第1条 新日石および新日鉱は、本計画の定めるところに従い、共同して、新日石および新日鉱の発行済株式の全部を新たに設立する株式移転設立完全親会社（以下「新会社」という。）に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行う。

（新会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

第2条 新会社の目的、商号、本店の所在地および発行可能株式総数は、次の各号に定めるとおりとする。

（1）目的

新会社の目的は、別紙の定款第2条に記載のとおりとする。

（2）商号

新会社の商号は、「JXホールディングス株式会社」とし、英文では「JX Holdings, Inc.」と表示する。

（3）本店の所在地

新会社の本店の所在地は、東京都千代田区とし、本店の所在場所は、東京都千代田区大手町二丁目6番3号とする。

（4）発行可能株式総数

新会社の発行可能株式総数は、80億株とする。

2 前項に定めるもののほか、新会社の定款で定める事項は、別紙の定款に記載のとおりとする。

（新会社の設立時取締役および設立時監査役の氏名ならびに設立時会計監査人の名称）

第3条 新会社の設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。

西尾進路、高萩光紀、平井茂雄、杉内清信、山縣由起夫、加賀美和夫、内島一郎、川田順一、木村 康、松下功夫、古関 信、岡田昌徳、庄山悦彦、高村壽一、阪田雅裕、小宮山 宏

2 新会社の設立時監査役の氏名は、次のとおりとする。

伊藤文雄、田淵秀夫、藤井正雄、春 英彦、渡辺裕泰、浦野光人

3 新会社の設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。

新日本有限責任監査法人

（本株式移転に際して交付する新会社の株式およびその割当て）

第4条 新会社が、本株式移転に際して新日石および新日鉱の株主に対して交付するその新日石または新日鉱の普通株式に代わる新会社の普通株式の数は、次の各号に定める数の合計数とする。

（1）新日石が新会社の成立の日（第6条に定義する。以下同じ。）の前日の最終の時点において発行している普通株式の数に1.07を乗じた数

（2）新日鉱が新会社の成立の日の前日の最終の時点において発行している普通株式の数に1.00を乗じた数

2 新会社は、本株式移転に際して、新会社の成立の日の前日における最終の新日石または新日鉱の株主名簿に記載された株主に対し、それぞれ次の各号に定める割合にて新会社の普通株式を割り当てる。

（1）新日石の株主に対し、その有する新日石の普通株式1株につき、新会社の普通株式1.07株

（2）新日鉱の株主に対し、その有する新日鉱の普通株式1株につき、新会社の普通株式1.00株

3 前二項の計算において、1株に満たない端数が生じる場合、会社法第234条その他関係法令の定めに従い処理する。

(新会社の資本金および準備金の額に関する事項)

第5条 新会社の成立の日における新会社の資本金および準備金の額は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 資本金の額
1,000億円
- (2) 資本準備金の額
250億円
- (3) 利益準備金の額
0円

(新会社の成立の日)

第6条 新会社の設立の登記をすべき日（以下「新会社の成立の日」という。）は、平成22年4月1日とする。ただし、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、新日石および新日鉱協議の上、これを変更することができる。

(会社財産の管理等)

第7条 新日石および新日鉱は、本計画作成後、新会社の成立までの間、善良な管理者としての注意をもって、その業務執行ならびに財産の管理および運営を行い、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行う場合には、事前に新日石および新日鉱が誠意をもって協議の上、これを行う。

(剰余金の配当)

- 第8条 新日石は、平成21年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対して、総額146億円および1株当たり10円を上限として剰余金の配当を行うことができる。
- 2 新日石は、平成22年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対して、総額118億円および1株当たり8円を上限として剰余金の配当を行うことができる。
 - 3 新日鉱は、平成21年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対して、総額70億円および1株当たり7円50銭を上限として剰余金の配当を行うことができる。
 - 4 新日鉱は、平成22年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対して、総額70億円および1株当たり7円50銭を上限として剰余金の配当を行うことができる。
 - 5 新日石および新日鉱は、前各項に定める場合を除き、本計画の作成後、新会社の成立の日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならない。

(株式移転条件の変更および株式移転の中止)

第9条 本計画作成後、新会社の成立までの間に、新日石または新日鉱の財産または経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じまたは生じることが明らかになった場合、その他本株式移転の目的の達成が著しく困難となった場合には、新日石および新日鉱が誠意をもって協議の上、両社の合意により、本株式移転の条件その他本計画の内容を変更し、または本株式移転を中止することができる。

(本計画の効力)

第10条 本計画は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

- (1) 新日石または新日鉱の株主総会のいずれかにおいて、本計画の承認が得られない場合
- (2) 本株式移転につき法令に定める関係官庁等の承認等が得られない場合

(協議事項)

第11条 本計画に定めのない事項および本計画の各条項の解釈につき生じた疑義については、その都度、新日石および新日鉱が誠意をもって協議の上、これを決定する。

本計画作成の証として本書2通を作成し、新日石および新日鉱それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成21年10月30日

東京都港区西新橋一丁目3番12号
新日石 新日本石油株式会社
代表取締役社長 西尾 進路

東京都港区虎ノ門二丁目10番1号
新日鉱 新日鉱ホールディングス株式会社
代表取締役社長 高萩 光紀

J Xホールディングス株式会社定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社の商号は、J Xホールディングス株式会社（英文で表わす場合JX Holdings, Inc.）とする。

(目的)

第2条 当社は、次に掲げる事業を目的とする会社の株式を所有することにより、当該会社の経営管理およびこれに付帯する業務を行うことを目的とする。

- (1) 石油、天然ガスその他のエネルギー資源およびそれらの副産物の探鉱、開発、採取、精製、加工、貯蔵、売買および輸送
 - (2) 石油化学製品その他の化学工業品の製造、加工および売買
 - (3) 電気の供給
 - (4) 燃料電池、太陽電池、蓄電装置、コージェネレーション・システムその他の分散型エネルギー・システムの開発、製造および売買
 - (5) バイオ関連製品の開発、製造および売買
 - (6) 自動車および自動車用品の売買ならびに自動車の整備および修理
 - (7) 金属その他の鉱物資源およびそれらの副産物の探鉱、開発、採取、製錬、加工、貯蔵、売買および輸送
 - (8) 金属加工ならびに電子材料およびその原料の製造および売買
 - (9) 資源リサイクル事業、土壌環境浄化事業および廃棄物処理業
 - (10) 不動産の売買、賃貸借、仲介および管理
 - (11) 金融業、損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務
 - (12) コンピューターシステムおよびソフトウェアの開発、売買、賃貸および運用の受託ならびに情報サービスの提供
 - (13) 総合工事および設備工事の請負
 - (14) 運送業
 - (15) 一般機械器具、電気機械器具および精密機械器具の製造および売買
 - (16) 非破壊検査業、労働者派遣業、環境計量証明業、旅行業および旅行業者代理業
 - (17) スポーツ施設の経営
 - (18) 生活用品の売買
 - (19) 前各号に付帯関連する一切の事業
- 2 当社は、前項各号に掲げる事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当社の本店は、これを東京都千代田区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 執行役員
- (3) 監査役
- (4) 監査役会
- (5) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、80億株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (3) 次条の規定により単元未満株式の売渡しを請求する権利

(単元未満株式を有する株主の売渡請求)

第10条 当社の株主は、第12条に規定する株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3 当社は、株主名簿および新株予約権原簿（以下「株主名簿等」と総称する。）の作成および備置きその他の株主名簿等に関する事務を株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会の決議によって定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3箇月以内に、臨時株主総会は、必要に応じ、これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当社は、毎年3月31日を基準日と定めて、基準日において株主名簿に記録されている株主を定時株主総会において議決権を行使することができる株主と定める。

(株主総会参考書類等の電磁的方法による開示およびみなし提供)

第15条 当社は、法務省令で定めるところにより、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類（以下「株主総会参考書類等」と総称する。）に記載または表示すべき事項に係る情報を、電磁的方法により株主が提供を受けることができる状態に置く措置をとることにより、株主総会参考書類等を株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議長)

第16条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

(決議の要件)

第17条 株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主のうち出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、会社法第309条第2項各号に掲げる株主総会の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、株主総会において議決権を行使することができる他の株主1名を代理人に選任して、その議決権を行使することができる。

(議事録)

第19条 株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成する。

第4章 取締役および取締役会ならびに執行役員

(取締役の員数および選任)

第20条 当社の取締役は、20名以内とし、株主総会の決議によってこれを選任する。

2 取締役を選任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任の決議については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 増員として選任された取締役または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役の報酬等)

第22条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によってこれを定める。

(社外取締役との責任限定契約の締結)

第23条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、社外取締役の会社法第423条第1項の責任について、法令に定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。

(取締役会の招集)

第24条 取締役会を招集するには、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(代表取締役および役付取締役)

第25条 当社の代表取締役は、取締役会の決議によってこれを選定する。

2 当社は、取締役会の決議によって、社長1名を選定し、また、会長および副会長各1名を選定することができる。

(取締役会規則)

第26条 取締役会に関しては、法令または定款に定めるもののほか、取締役会の決議によって定める取締役会規則による。

(取締役会の決議の省略)

第27条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監査役が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(執行役員および役付執行役員)

第28条 当社の執行役員は、取締役会の決議によってこれを選任する。

2 当社は、取締役会の決議によって、社長執行役員1名を選定し、また、副社長執行役員、専務執行役員および常務執行役員若干名を選定することができる。

(執行役員規則)

第29条 執行役員の責務その他の事項に関しては、取締役会の決議によって定める執行役員規則による。

第5章 監査役および監査役会ならびに会計監査人

(監査役の数および選任)

第30条 当社の監査役は、8名以内とし、株主総会の決議によってこれを選任する。

2 監査役を選任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の報酬等)

第32条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によってこれを定める。

(社外監査役との責任限定契約の締結)

第33条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、社外監査役の会社法第423条第1項の責任について、法令に定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。

(監査役会の招集)

第34条 監査役会を招集するには、各監査役に対し、会日の3日前までに通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(常勤監査役)

第35条 監査役会は、その決議によって、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会規則)

第36条 監査役会に関しては、法令または定款に定めるもののほか、監査役会の決議によって定める監査役会規則による。

(会計監査人の選任)

第37条 当会社の会計監査人は、株主総会の決議によってこれを選任する。

第6章 計算

(事業年度)

第38条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当)

第39条 当社は、毎年3月31日を基準日と定めて、基準日において株主名簿に記録されている株主または登録株式質権者に対し、株主総会の決議によって剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第40条 当社は、毎年9月30日を基準日と定めて、基準日において株主名簿に記録されている株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって剰余金の配当をすることができる。

(除斥期間)

第41条 当社は、剰余金の配当に係る金銭の支払開始の日から3年を経過したときは、その支払の義務を免れる。

第7章 附則

(取締役および監査役の当初の報酬等)

第42条 第22条および第32条の定めにかかわらず、当会社成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役および監査役の報酬等の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 取締役の報酬等の総額は、1事業年度につき11億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与および賞与を含まないこととする。）とする。
- (2) 監査役の報酬等の総額は、1事業年度につき2億円以内とする。

(附則の削除)

第43条 本附則は、当会社の最初の定時株主総会の終結の時をもってこれを削除する。

4【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】

1. 株式移転比率

会社名	新日石	新日鉱
株式移転比率	1.07	1.00

(注) 1 新日石の普通株式1株に対して当社の普通株式1.07株を、新日鉱の普通株式1株に対して当社の普通株式1.00株をそれぞれ割当て交付します。なお、新日石の株主に交付する当社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関係法令の定めに従い、当該株主に1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いします。ただし、上記株式移転比率は、新日石および新日鉱の事業、資産または負債の状況に重大な変更が生じた場合などにおいては、両社協議の上、変更することがあります。

また、当社の単元株式数は、100株とします。

2 当社が本株式移転により発行する新株式数（予定）：普通株式 2,495,485,929株

上記は平成21年3月31日現在における両社の発行済株式総数から算定した株式数であり、実際に当社が発行する新株式数は変動することがあります。

2. 株式移転比率の算定根拠等

① 算定の基礎

新日石は、株式移転に用いられる株式移転比率の算定にあたって公正性を期すため、みずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」という。）、JPモルガン証券株式会社（以下「J. P. モルガン」という。）および野村證券株式会社（以下「野村證券」という。）に対し、株式移転比率の算定を依頼しました。新日鉱は、株式移転に用いられる株式移転比率の算定にあたって公正性を期すため、UBS証券会社（以下「UBS」という。）を主に、メリルリンチ日本証券株式会社（以下「メリルリンチ」という。）および大和証券キャピタル・マーケット株式会社（平成22年1月1日をもって大和証券エスエムビーシー株式会社から商号変更。以下「大和証券CM」という。）に対し、株式移転比率の算定を依頼し、それぞれ株式移転比率算定書を受領いたしました。

みずほ証券は、市場株価基準法、類似公開会社比較法、ディスカунテッド・キャッシュフロー法、過去事例プレミアム分析および貢献度分析による算定を行いました。各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定レンジは、新日鉱の普通株式1株に対して当社の普通株式を1株割り当てる場合に、新日石の普通株式1株に割り当てる当社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

	評価手法	株式移転比率の算定レンジ
①	市場株価基準法	1.10～1.13
②	類似公開会社比較法	0.84～1.11
③	ディスカунテッド・キャッシュフロー法	0.65～1.13
④	過去事例プレミアム分析	1.01～1.11
⑤	貢献度分析	0.78～1.23

なお、市場株価基準法については、株式移転比率発表日の前営業日である2009年10月29日を算定基準日として、算定基準日の株価、算定基準日から遡る1週間、1ヶ月間、3ヶ月間および6ヶ月間の終値平均株価を採用いたしました。

みずほ証券は、株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであること、株式移転比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でみずほ証券に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証を行っていません。また、両社およびその子会社・関連会社の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、独自に評価または査定を行っていません。みずほ証券の株式移転比率算定は、2009年10月29日現在までの情報および経済条件を反映したものであり、また、両社の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測およ

び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

J. P. モルガンは、市場株価平均法による算定を行うとともに、両社について公開情報に基づく類似会社比較分析及び新日石からJ. P. モルガンに対して提出された両社の経営陣によりそれぞれ作成された各社の財務予測に基づくDCF（ディスカунテッド・キャッシュフロー）法を主とするSOTP（サム・オブ・ザ・パーツ）法による算定を行いました。各手法により、以下の株式移転比率の算定レンジが示されました。なお、以下の株式移転比率の算定レンジは、新日鉱の普通株式1株に対して当社の普通株式を1株割り当てる場合に、新日石の普通株式1株に割り当てる当社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

なお、市場株価平均法については、2009年10月29日を算定基準日として、算定基準日の両社の株価終値、算定基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の両社の終値平均株価を算定の基礎としております。

	採用手法	株式移転比率の算定レンジ
①	市場株価平均法	1.10～1.13
②	類似企業比較法	0.88～1.12
③	SOTP法	0.89～1.04

また、J. P. モルガンは2009年10月29日付で、以下の前提条件その他の一定の条件のもとに、本株式移転における株式移転比率が新日石の普通株式の株主にとって当該日付現在において財務的見地から公正である旨の意見表明書を新日石の取締役会に提出しております。当該意見表明書は、新日石の取締役会による本株式移転の評価に関連して、かかる評価を目的として新日石の取締役会に提出されたものです。当該意見表明書は、新日石の株主が本株式移転その他の事項に関しいかなる議決権行使を行うべきかについて、新日石の株主に対して何ら推奨を行うものではありません。

J. P. モルガンは、当該意見表明及びその基礎となる株式移転比率算定を行うにあたり、公開情報、新日石若しくは新日鉱から提供を受けた情報又は新日石若しくは新日鉱と協議した情報及びJ. P. モルガンが検討の対象とした、又はJ. P. モルガンのために検討されたその他の情報の一切について、独自にその検証を行うことなく（又は独自にその検証を行う責任を負うことなく）、それらが正確かつ完全であることを前提とし、かかる正確性及び完全性に依拠しております。J. P. モルガンは、いかなる資産及び負債についての評価又は査定も行っておらず、また、そのような評価又は査定の提出も受けておりません。更に、倒産、支払停止又はそれらに類似する事項に関する適用法令の下での新日石及び新日鉱の信用力についての評価も行っておりません。J. P. モルガンは、提出された又はそれらに基づき算出された財務分析や予測に依拠するにあたっては、それらが、当該分析又は予測に関連してなされた新日石及び新日鉱の経営陣による将来の事業パフォーマンスや財務状況についての意見表明日時点で考えられる最善の積算と判断に基づいて合理的に作成されていることを前提としています。J. P. モルガンは、かかる分析若しくは予測又はそれらの根拠となった前提については、何ら見解を表明するものではありません。

J. P. モルガンの当該算定及び意見表明は、必然的に、2009年10月29日付現在でJ. P. モルガンが入手している情報及び同日現在の経済、市場、その他の状況に基づいています。当該算定及び意見表明がなされた後の事象により、当該算定結果及び意見表明が影響を受けることがあります。J. P. モルガンはその算定結果及び意見を修正、変更又は再確認する義務は負いません。当該意見表明書は、本株式移転における株式移転比率が新日石の普通株式の株主にとって財務的見地から公正であることについて意見表明するにとどまり、新日石の他の種類の有価証券の保有者、債権者、その他の構成員にとって本株式移転が公正であることについて意見を述べるものではなく、また本株式移転を実行するという新日石の決定の是非について意見を述べるものではありません。J. P. モルガンは、将来における新日石普通株式又は新日鉱普通株式の株価に関し、意見を述べるものではありません。

J. P. モルガンより、その算定及び意見の前提条件・免責事項に関して補足説明を受けております。その詳細は、（注1）の記載をご参照下さい。

野村證券は、両社株式それぞれについて市場株価が存在していることから市場株価平均法による算定を行うとともに、両社について類似会社比較法、ディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下「DCF法」といいます。）による算定を行いました。各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定レンジは、新日鉱の普通株式1株に対して当社の普通株式を1株割り当てる場合に、新日石の普通株式1株に割り当てる当社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

	評価手法	株式移転比率の算定レンジ
①	市場株価平均法	1.10～1.13
②	類似会社比較法	1.05～1.24
③	DCF法	0.82～1.09

なお、市場株価平均法については、2009年10月29日を算定基準日として、算定基準日の株価、算定基準日から遡る1週間の終値平均株価、算定基準日から遡る1ヶ月間の終値平均株価、算定基準日から遡る3ヶ月間の終値平均株価、算定基準日から遡る6ヶ月間の終値平均株価を採用いたしました。

野村証券は、株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証を行っておりません。また、両社およびその子会社・関連会社の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産および負債の分析および評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。野村証券の株式移転比率算定は、2009年10月29日現在までの情報および経済条件を反映したものであり、また、両社の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測および判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

UBSは、下記で言及される意見書の作成に関連して、市場株価比率分析およびDCF（ディスカунテッド・キャッシュフロー）分析による算定を行いました。当該算定の結果は下記のとおりであり、それぞれ、新日鉱の普通株式1株あたりの価値に対する新日石の普通株式1株あたりの価値の比率を表示していません。

分析手法	算定比率レンジ
市場株価比率分析	1.103～1.129
DCF分析	1.067～1.147

市場株価比率分析については、2009年10月29日を算定基準日として、算定基準日の両社の普通株式の株価終値、算定基準日から遡る1週間、1ヶ月間、3ヶ月間および6ヶ月間における両社の普通株式の株価終値の平均値に基づき算定されています。DCF分析については、本株式移転により生じる潜在的シナジーは考慮されておりません。

新日鉱の取締役会は、2009年10月30日付で、当該日付時点において、また意見書に記載された様々な前提条件、考慮した事項および制約に基づき、本株式移転に係る株式移転比率が新日鉱の株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書をUBSより取得しております。なお、当該意見書は、UBSが権限を付与した委員会の承認を得て提出されております。意見書の作成にあたり、UBSは、新日鉱の同意を得た上で、意見書の作成のためにUBSに提供され、またはUBSが検討した情報が、全ての重要な点において正確かつ完全であることを前提としてこれらに依拠しており、それらに関して独自の検証を行っておらず、また、新日鉱もしくは新日石の資産または負債（偶発的か否かを問わず）について独自の評価あるいは鑑定を行っておりません。UBSの分析のために利用することを新日鉱が指示した、新日鉱と新日石が提供した財務予測と見積もりについて、UBSは、新日鉱の指示に従って、新日鉱および新日石の将来的な業績に関して新日鉱の経営陣が現時点での最善の予測及び判断に基づいて合理的に作成した各社の財務予測と見積もりであることを前提としています。UBSの意見は、2009年10月30日時点で有効な経済、金融、市場およびその他の状況ならびに当該日付時点でUBSが入手可能な情報に基づいています。当該意見書には、UBSの分析および意見に関する多くの前提条件と免責事項が含まれており、その詳細は下記の（注2）に記載されています。なお、UBSは、新日鉱またはその取締役会に対して特定の株式移転比率を推奨してはならず、また、特定の株式移転比率を唯一の適切な株式移転比率であると述べることもしておりません。UBSは、本株式移転の公表後における新日鉱の株式の取引価格、もしくは本株式移転に従い発行される当社の株式の価値またはそのいかなる時点の取引価格についても意見を述べておりません。UBSは、新日鉱および新日石の財務上および事業上の特性により、価値評価を目的として両社の財務数値を他の類似企業および類似取引における財務数値と比較し分析することには限界があることに鑑み、意見を述べるにあたり、主として上記に言及したDCF分析に依拠しております。UBSは、2009年10月30日以降に生じるいかなる事情、変化または

事由によっても、その意見または分析を更新、改訂または再確認する責任を負うものではありません。

UBSは、本株式移転に関する新日鉱のリード・ファイナンシャル・アドバイザーを務めており、そのサービスの対価として手数料（その一部は既に支払われており、大部分は本株式移転が新日鉱および新日石それぞれの株主総会で承認されることを条件としております）を新日鉱から受領する予定です。また、UBSおよびその関係会社は、過去において、新日鉱に対して投資銀行サービスを提供し、かかるサービスに対して報酬を受領しております。

メリルリンチは、新日鉱および新日石の市場株価の動向および業績の内容や予想等を勘案し、市場株価分析及びDCF（ディスカунテッド・キャッシュフロー）分析による評価を下記に言及される意見書の作成の過程において実施し、新日鉱の取締役会は、メリルリンチより2009年10月30日付にて、株式移転比率算定書の提出を受けました。なお、新日鉱の取締役会は、メリルリンチより2009年10月30日付にて、以下の前提条件その他同意見書記載の一定の条件のもとに、本件株式移転に係る株式移転比率が新日鉱株主（新日石およびその関係会社を除く。）にとり財務的見地から公正である旨の意見書を取得しております。また、かかる株式移転比率の算定を行ったメリルリンチから、分析および意見の前提条件・免責事項に関して補足説明を受けております（その詳細は、（注2）の記載をご参照下さい。）。市場株価分析については、(1)2009年10月23日（以下、「基準日①」）を基準として、基準日①の株価終値、基準日①から1ヶ月前、3ヶ月前および6ヶ月前までのそれぞれの期間の株価終値の平均値、並びに(2)両社の統合に関する基本合意がなされた2008年12月4日の前営業日の2008年12月3日（以下、「基準日②」）を基準として、基準日②の株価終値、基準日②から1ヶ月前、3ヶ月前および6ヶ月前までのそれぞれの期間の株価終値の平均値が算定の基礎とされました。DCF分析については、新日鉱から提供された各社のスタンド・アローンベースの財務予測が算定の基礎とされました。メリルリンチが新日鉱および新日石の株主価値の算定にあたって使用した主要な評価方法並びにかかる株主価値の算定結果に基づく株式移転比率の評価レンジは以下のとおりです（以下の株式移転比率の評価レンジは、新日鉱の普通株式1株に対して当社の普通株式を1株割り当てる場合に、新日石の普通株式1株に割り当てる当社の普通株式数の評価レンジを記載したものです。）。

	採用手法	株式移転比率の評価レンジ
①-1	市場株価分析（基準日①）	1.10～1.12
①-2	市場株価分析（基準日②）	1.17～1.37
②	DCF分析	1.06～1.24

なお、メリルリンチは、当該意見書の提出およびその基礎となる株式移転比率算定書に記載される株式移転比率評価レンジの分析の実施に際し、両社から提供を受けた情報および公開情報が全て正確かつ完全であることを前提とし、それらの正確性および完全性に依拠しており、かつ個別の資産・負債・設備について鑑定、評価を行っておりません。また両社の事業、収益、キャッシュ・フロー、資産、負債および事業計画等の見通し、並びに本件株式移転から生じることが予想される費用削減および関連費用の額およびそれらの発生する時期並びにシナジー効果に関する情報については、それらが合理的な根拠に基づいて作成されており、かつ新日鉱の経営陣の現時点で入手可能な最善の予測と判断を反映したものであることを前提としております。メリルリンチの当該意見書および株式移転比率算定書は2009年10月30日現在の情報と経済条件を前提としたものであり、メリルリンチは、当該時点以降に発生するいかなる事情、変化または事由に基づき、その意見または分析を更新し、改訂または再確認する責任を負うものではありません。

メリルリンチは、本件株式移転に関し、新日鉱の財務アドバイザーであり、そのサービスに対し、新日鉱からその全額が本件株式移転契約書の締結を条件として手数料を受領致します。なお、本件においてメリルリンチは本件株式移転の条件の交渉について参加することは求められておらず、また行っていません。また、メリルリンチは当該意見書の基礎となる株式移転比率算定書及び当該意見書の提出を除き、本件株式移転に関連してサービスまたはアドバイスの提供は求められておらず、また行っていません。

大和証券CMは、市場株価法およびDCF（ディスカунテッド・キャッシュフロー）法による算定を行いました。各分析手法による算定結果は下記のとおりです。下記の株式移転比率の算定レンジは、新日鉱の普通株式1株に対して当社の普通株式1株を割り当てる場合に、新日石の普通株式1株に対して割り当てる当社の普通株式の数を記載したものです。

なお、市場株価分析については、2009年10月29日を算定基準日として、算定基準日から遡る1ヶ月間、

3ヶ月間および6ヶ月間における両社の出来高加重平均株価を採用いたしました。

	採用手法	株式移転比率の算定レンジ
①	市場株価法	1.08～1.10
②	D C F 法	0.97～1.10

大和証券CMは、新日鉱の取締役会に対して2009年10月30日付で株式移転比率に関する算定書を提出しております。また、大和証券CMは、新日鉱の取締役会に対して2009年10月30日付で、（注2）の前提条件その他一定の前提条件のもとに株式移転比率が新日鉱の普通株式の株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書を提出しております。当該意見書には大和証券CMの分析および意見に関する多くの前提条件と免責事項が含まれております。その詳細については下記の（注2）をご参照下さい。

（注1）

J. P. モルガンは、本株式移転及び本契約により意図される他の取引が、日本の法人税上、非課税組織再編として適格であること、及び本契約に規定されたとおりに実行されること、並びに本契約の最終版がJ. P. モルガンに提出されたその案文といかなる重要な点においても相違しないことも前提としております。J. P. モルガンは、本契約及び関連する契約で新日石及び新日鉱が行った表明保証が、J. P. モルガンの分析にとって重要なあらゆる点において現在及び将来に亘り真実かつ正確であること、並びに新日石が本契約又は関連する契約に規定された、J. P. モルガンの分析にとって重大な金額となる補償義務を負うおそれがないことも前提としております。J. P. モルガンは、意見表明に関する全ての法的事項について、カウンスルの助言に依拠しております。J. P. モルガンは、法務・当局による規制・税務の専門家ではなく、それらの点については新日石のアドバイザーの判断に依拠しております。更に、J. P. モルガンは、本株式移転の実行に必要な全ての重要な政府、規制当局その他の者の同意又は許認可が、新日石若しくは新日鉱又は本株式移転の実行により期待される利益に悪影響を与えることなく取得されることも前提としております。

新日石からJ. P. モルガンに対して提出された新日石及び新日鉱の各財務予測は、それぞれ新日石及び新日鉱の経営陣により作成されました。新日石及び新日鉱のいずれも、J. P. モルガンによる本株式移転の分析に関連してJ. P. モルガンに提出した内部財務予測を、一般には公表しておらず、またこれらの財務予測は一般に公開することを目的として作成されておられません。これらの財務予測は、本質的に不確実であり、かつ経営陣が制御できない多くの変数及び前提条件（一般経済、競争条件及び現行利子率に関係する要因を含みますがこれらに限られません。）に依拠しております。そのため、実際の業績は、これらの財務予測から大幅に変更される可能性もあります。

更に、J. P. モルガンは、本株式移転のいかなる当事者の役員、取締役若しくは従業員、又は当該関係者の階級に対する本株式移転における株式移転比率に関連する報酬の金額又は性質に関して意見を述べるものではなく、又は当該報酬が公正であることに関して意見を述べるものではありません。

上記の一定の重要な財務分析の概要は、J. P. モルガンによる分析又はデータを全て記載したものではありません。当該意見表明書の作成は複雑な過程であり、その一部分の分析結果又は要約の記載は必ずしも適切ではありません。J. P. モルガンの分析は全体として考慮される必要があり、その分析を全体として考慮することなく、一部分の要約及び分析を選択することは、J. P. モルガンの分析及び意見の基礎となる過程について不完全な理解をもたらす恐れがあります。J. P. モルガンは、その意見に至るにあたり、ある限られた分析又は要因を特別に重視することなく、また個別に検討したそれぞれの分析又は（プラス若しくはマイナスの）要因がJ. P. モルガンの意見を裏付けたか又は裏付けることができなかつたかについての意見は述べておりません。むしろ、J. P. モルガンは、意見を決定するにあたり、その要素及び分析を全体的に考慮しました。将来の業績予想に基づく分析は、両社及びそのアドバイザーが制御できない多くの要因及び事象を前提とするため、本質的に不確実性が伴います。そのため、J. P. モルガンが使用した予想及びJ. P. モルガンによる分析は、必ずしも将来の実際の業績を示すものではありません（実際の業績はかかる分析が示すよりも著しく良い場合も著しく悪い場合もあります。）。さらに、J. P. モルガンの分析は、事業が実際に売買される場合の価格の評価又はこれを反映したものではなく、それらを意味するものでもありません。上記分析に比較対象として検討されたいかなる会社も、新日石若しくは新日鉱又は両社の事業部門若しくは子会社と同一ではありません。但し、選択された会社

は、J. P. モルガンの分析の目的上、(場合により) 新日石又は新日鉱と類似すると考えられる運営及び事業に従事する公開会社であることから選択されたものです。J. P. モルガンの分析は、新日石又は新日鉱との比較対象とされた会社の財務及び運営上の特性の相違、並びにこれらの会社に影響を及ぼす可能性のあるその他の要因に関する、複雑な検討及び判断を必然的に伴います。J. P. モルガンによるSOTP分析のために用いられた事業セグメントは、各社の日本の財務情報開示を目的として作成されたセグメント情報又は米国会計基準のセグメント情報とは必ずしも一致しません。

当該意見表明書を作成するにあたり、J. P. モルガンは、新日石全体若しくはその一部と他社との統合又はその他の代替取引について、新日鉱以外に対して関心を示すよう勧誘する権限を与えられておらず、かつ勧誘をしておりません。

J. P. モルガンは本株式移転に関して、新日石のファイナンシャル・アドバイザーであり、ファイナンシャル・アドバイザーとしての業務の対価として新日石から報酬を受領する予定ですが、報酬の相当部分は本株式移転が実行された場合にのみ発生します。更に、新日石は、J. P. モルガンに対して、カウンセルの報酬及び支払金を含む、業務に関連して生じた経費を支払い、またかかる業務からJ. P. モルガンに生じ得る一定の責任についてJ. P. モルガンに補償することに同意しています。当該意見表明書の日付までの2年間において、J. P. モルガン及びその関係会社は、新日石及びその関係会社のために商業銀行業務又は投資銀行業務を行い、J. P. モルガン及びその関係会社は通常の報酬を受領しました。当該期間中、J. P. モルガンは、2008年の九州石油株式会社の買収に関し新日石のファイナンシャル・アドバイザーを務め、また現在は大阪製油所の一部の売却に関し新日石のファイナンシャル・アドバイザーに任命されております。更に、J. P. モルガンの商業銀行業務を行う関連会社は、資金管理業務の対価として新日石から通常の報酬又はその他の金銭的利益を受領しております。J. P. モルガン及びその関係会社は、その通常の業務において、新日石又は新日鉱の債券又は持分証券の自己勘定取引又は顧客勘定取引を行うことがあり、したがって、J. P. モルガン及びその関係会社は随時、これらの有価証券の買持ちポジション又は売持ちポジションを保有する可能性があります。

(注2)

UBS、メリルリンチ、大和証券CMの各社(以下、「新日鉱アドバイザー」。)が提出した評価分析および意見書は、本株式移転に係る株式移転比率の評価に関して新日鉱の取締役会が利用する目的のみのために作成されたもので、他のいかなる目的のためにも利用、または依拠されてはなりません。

意見書の作成は主観的な判断を伴う複雑な過程であり、その一部の抽出や要約説明は必ずしも適切ではありません。新日鉱アドバイザーの各分析は、財務上および事業上の特性その他かかる分析に影響を与える要因に関する複雑な考察および判断を必然的に伴います。各新日鉱アドバイザーは、各々の意見書の作成過程において、各分析および考慮した要因それぞれの重要性和関連性についての定性的判断を行いました。そのため、各新日鉱アドバイザーは、各分析が全体として考慮される必要があり、各分析と要因のすべてまたは分析についての説明的記述を考慮することなしに、それらの特定部分のみを選択的に抽出した場合、あるいは表書式に示されている情報に関心を集中させた場合、当該分析と意見の基礎をなす過程についての不完全な理解をもたらすおそれがあると考えています。各新日鉱アドバイザーは、新日鉱、新日石、業界の業績、規制上の環境、業務一般、経済・市場・金融環境およびその他の事項について多くの前提を置いており、それらのうちの多くが新日鉱にとって制御不能であり、且つ複雑な方法論と専門的な判断の適用を要するものです。事業や有価証券の経済的価値に関する分析は鑑定ではなく、事業、会社または有価証券が実際に売却される場合の現在あるいは将来の価格を示すものではなく、それらの価格は当該分析で示されたものとは著しく異なる可能性があります。従って、これらの分析や評価には本質的に重大な不確実性が伴うものです。

各新日鉱アドバイザーは、各々が分析を実施し意見書を提出するために提供され検討された新日鉱および新日石に関する情報につき、新日鉱の同意を得た上で、かつ独自の検証を行うことなく、その全ての重要な点において正確かつ完全であることを前提とし、これらの完全性と正確性に依拠しております。また、新日鉱アドバイザーはいずれも、新日鉱の同意を得た上で、新日鉱または新日石の資産または負債(偶発的か否かを問わず)についての独自の評価または鑑定、あるいは建物や施設の実地検分も行っておらず、破産、支払不能または類似の事項に関係する日本あるいは外国のいかなる法律の下でも新日鉱や新日石の支払能力や公正価値についての評価を行っておりません。新日鉱または新日石に属するガス、石油の鉱

(採掘)区または鉱石鉱(採掘)区の埋蔵量および生産量の推定に関して、新日鉱アドバイザーはガス、石油、鉱石埋蔵物の技術的な評価または査定についての専門家ではないため、新日鉱の経営陣によって新日鉱アドバイザーに提供された推定に依拠しており、それらについて独自の検証は行っておりません。新日鉱と新日石が作成し、新日鉱アドバイザーがその分析の目的のために使用するよう指示された財務予測と見積もり(新日鉱の経営陣の見解に基づき修正されたものを含む)について、各新日鉱アドバイザーは、新日鉱の指示に従って、それらが新日鉱および新日石の将来的な財務業績に関して新日鉱の経営陣が現時点での最善の予測および判断に基づいて合理的に作成した各社の財務予測と見積もりであることを前提としています。さらに各新日鉱アドバイザーは、新日鉱の承認を得て、当該財務予測が想定された時間軸と金額により達成されることを前提としています。各新日鉱アドバイザーは、新日鉱の同意を得て、(ア)最終的に署名される本契約の内容は、検討された草稿と重要な点において異なるものではないこと、

(イ)本契約の当事者は本契約の全ての重要な条件に従うこと、(ウ)本株式移転は、本契約の各条件や条項の重要な点について悪影響を与えないかなる権利放棄や修正もなされることなく、本契約の条件に従って実行されること、(エ)本株式移転の実行に必要な全ての政府、規制当局、その他の同意や許認可が取得され、これらの取得により新日鉱、新日石、持株会社または本株式移転が不利な影響を受けるものではないこと、(オ)本株式移転は日本の所得税および法人税の目的上、非課税の組織再編に適格であることを前提としています。各新日鉱アドバイザーの意見書は、その日付時点で有効な経済、金融、市場およびその他の状況、ならびに各意見書の日付時点で当該アドバイザーが入手可能な情報に基づいています。

新日鉱アドバイザーはいずれも、新日鉱との取引に第三者が関心を示すよう勧誘する権限を与えられておらず、また過去に勧誘した事実もありません。

新日鉱は、本業務により生じる一定の責任について新日鉱アドバイザーに対し補償することに合意しています。新日鉱アドバイザーは、過去において、財務アドバイザー・サービスおよび金融サービスを新日鉱および/または新日石に提供しており、その対価として手数料を受領し、また将来受領する可能性があります。また、通常の業務において、新日鉱アドバイザーと新日鉱アドバイザーの関係会社は、新日鉱、新日石または両社の関連会社とのデリバティブ取引や商品取引、さらに新日鉱または新日石の株式その他の有価証券の自己勘定取引および顧客勘定取引を行っており、従って、随時当該証券についてのロング・ポジションまたはショート・ポジションを持つ可能性があります。UBS、メリルリンチ、大和証券CMの各意見書は、各アドバイザーによって権限を与えられた委員会によって承認されています。

新日鉱アドバイザーが提出した評価分析および各意見書のいずれも、新日鉱による本株式移転実施の意思決定に関して、新日鉱が選択する他の事業戦略や取引と比較した上での是非について言及するものではなく、また本株式移転やその他のいかなる関係事項に関して、新日鉱の株主がどのように議決権を行使すべきか(あるいは反対株主がその買取請求権を行使すべきか)の推奨を行うものではありません。新日鉱アドバイザーはいずれも、新日鉱の普通株式の保有者以外の、他種証券の保有者、債権者またはその他の新日鉱の利害関係者にとっての公正性その他考慮すべきいかなる事項についても言及することを求められておらず、各評価分析や各意見書においても言及していません。さらに新日鉱アドバイザーはいずれも、株式移転比率との関連において本株式移転当事者の役員、取締役または従業員、もしくはこれらと同様の者に対して支払われる、あるいはこれらの者によって受取られる予定のいかなる報酬の額や性質の公正性に関して意見を表明するものではありません。加えて新日鉱アドバイザーは、各意見書の中で明示された限りにおける株式移転比率に関する意見以外に、本株式移転関係書類や当該取引の方法についてのいかなる条件にも意見を表明していません。新日鉱アドバイザーはいずれも、各評価分析または意見書において、本株式移転の公表または実施後の新日鉱、新日石、または当社の株式の取引価格について意見を表明していません。

② 算定の経緯

新日石は、みずほ証券、J．P．モルガンおよび野村証券の算定結果を参考に、新日鉱は、UBS、メリルリンチおよび大和証券CMの算定結果を参考に、それぞれ両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で株式移転比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、2009年10月30日、最終的に上記株式移転比率が妥当であるとの判断に至り、上記株式移転比率を合意・決定しました。

新日石は、2009年10月29日付で野村証券から、2009年10月30日付でみずほ証券から、上記の前提条件その他一定の前提条件のもとに、合意された株式移転比率が新日石の株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書を取得しています。また新日石は、2009年10月29日付でJ．P．モルガンから、上記の前提条件その他一定の前提条件のもとに、合意された株式移転比率が新日石の株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書を取得しています。

新日鉱は、2009年10月30日付でUBS、メリルリンチおよび大和証券CMから、上記の前提条件その他一定の前提条件のもとに、合意された株式移転比率が新日鉱の株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書を取得しています。

③ 算定機関との関係

新日石の算定機関であるみずほ証券、J．P．モルガンおよび野村証券、新日鉱の算定機関であるUBS、メリルリンチおよび大和証券CMは、それぞれ新日石および新日鉱の関連当事者には該当せず、本組織再編に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

5【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】

1. 有価証券の買受け

新日鉱ホールディングスの定款には、「剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる」旨の定め（以下「新日鉱ホールディングス分配特則規定」といいます。）が置かれています。これにより、新日鉱ホールディングスは、法令に従い新日鉱ホールディングス分配特則規定が効力を有する限りにおいて、新日鉱ホールディングスによる株主との合意による自己株式の取得（但し、特定の株主からの相対取得を除きます。）は取締役会により決定することができます。これに対し、新日本石油及び当社の定款には、新日鉱ホールディングス分配特則規定に相当する規定はありません。もっとも、新日本石油及び当社の定款には、「当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる」旨の定めがあるため、新日本石油及び当社は、市場取引等による自己株式の取得については取締役会により決定することができます。

2. 剰余金の配当

新日鉱ホールディングスは、新日鉱ホールディングス分配特則規定が法令に従い効力を有する場合、剰余金の配当（配当財産が金銭以外の財産であり、かつ、株主に対して金銭分配請求権を与えないこととする場合を除きます。）は取締役会により決定することができます。これに対し、新日本石油及び当社では、新日鉱ホールディングス分配特則規定に相当する定款の定めがないため、剰余金の配当は、原則として、株主総会の決議によることとなります。もっとも、新日本石油及び当社の定款には、「当社は、毎年9月30日を基準日と定めて、基準日において株主名簿に記録されている株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって剰余金の配当をすることができる」旨の定めがあるため、新日本石油及び当社では、中間配当については取締役会により決定することができます。

3. その他

新日本石油及び新日鉱ホールディングスの普通株式の単元株式数は、新日鉱500株、新日石1,000株とされており、当社の普通株式の単元株式数は100株となります。

また、新日本石油及び当社の定款には、単元未満株主は、(i)会社法第189条第2項各号に掲げる権利、(ii)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利、及び(iii)単元未満株式の売渡しを請求する権利以外の権利を有しない旨の規定がありますが、新日鉱ホールディングスの定款にはこれに相当する規定はありません。

6【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

1. 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

① 買取請求権の行使の方法について

新日本石油又は新日鉱ホールディングスの株主が、その有する新日本石油の普通株式又は新日鉱ホールディングスの普通株式につき、新日本石油又は新日鉱ホールディングスに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成22年1月27日開催の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれ新日本石油又は新日鉱ホールディングスに対し通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、新日本石油及び新日鉱ホールディングスが、上記臨時株主総会の決議の日（平成22年1月27日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

② 議決権の行使の方法について

新日本石油

新日本石油の株主による議決権の行使の方法としては、平成22年1月27日開催の臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、新日本石油の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該臨時株主総会に関する代理権を証明する書面を、新日本石油に提出する必要があります。）。また、郵送又はインターネットによって議決権を行使する方法もあり、その場合にはいずれも平成22年1月26日午後5時30分までに議決権を行使する必要があります。

郵送による議決権の行使は、上記臨時株主総会に関する株主総会参考書類同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、新日本石油に上記の行使期限までに到達するように返送することが必要となります。

なお、各議案について賛否の記載がない議決権行使書面が提出された場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

一方、インターネットによる議決権の行使は、議決権行使サイト<http://www.web54.net>にアクセスし、上記議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を利用のうえ、画面の案内にしたがって、各議案に対する賛否を登録することが必要となります。

なお、郵送又はインターネットにより重複して議決権を行使した場合において、議決権の行使の内容が異なるものであるときは、新日本石油に最後に到達した行使を有効とさせていただきます。

株主は、複数の議決権を有する場合、会社法第313条に基づき、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、新日本石油は、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

新日鉱ホールディングス

新日鉱ホールディングスの株主による議決権の行使の方法としては、平成22年1月27日開催の臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、新日鉱ホールディングスの議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該臨時株主総会に関する代理権を証明する書面を、新日鉱ホールディングスに提出する必要があります。）。また、郵送又はインターネットによって議決権を行使する方法もあり、その場合には平成22年1月26日午後5時までに議決権を行使することが必要となります。

郵送による議決権の行使は、上記臨時株主総会に関する株主総会参考書類同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、新日鉱ホールディングスに上記の行使期限までに到達するように返送することが必要となります。

なお、議決権行使書用紙に各議案の賛否又は棄権の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

インターネットによる方法は、議決権行使サイト<http://www.web54.net>にアクセスし、上記議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を利用のうえ、画面の案内にしたがって、平成22年1月26日午後5時までに、各議案に対する賛否を登録することが必要となります。

なお、インターネットにより議決権を行使した場合は、議決権行使書用紙を返送した場合でも、インターネットによる登録の内容が議決権行使として取り扱われます。また、インターネットによって、複数回数、議決権を行使した場合は、最後に行った登録の内容が有効な議決権行使として取り扱われます。

株主は、複数の議決権を有する場合、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、当該株主は、平成22年1月23日までに、新日鉱ホールディングスに対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を書面により通知する必要があります。また、新日鉱ホールディングスは、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

③ 組織再編成によって発行される株式の受取方法について

本株主移転によって発行される株式は、新日本石油及び新日鉱ホールディングスの平成22年3月31日における最終の株主名簿に記録された株主に割り当てられます。株主は、自己の新日本石油又は新日鉱ホールディングスの株式が記録されている振替口座に、当社の株式が記録されることにより、当社の株式を受け取ることができます。

2. 組織再編成対象会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

① 買取請求権について

新日本石油は、本報告書提出日現在において、新株予約権を発行していません。

新日鉱ホールディングスは、2005年7月発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション）、2006年7月発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション）、2007年8月発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション）、2008年8月発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション）及び2009年8月発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション）を発行しておりますが、これらの新株予約権は、会社法第808条第1項

第3号イまたはロの要件を満たしませんので、同条同項の規定による新株予約権買取請求権が発生しません。なお、これらの新株予約権の権利者は、株式移転計画承認に係る臨時株主総会の決議の日（平成22年1月27日）の翌日から15日以内に限り、新株予約権を行使することができます。

なお、新日本石油及び新日鉱ホールディングスは、本報告書提出日現在において、新株予約権付社債を発行していません。

- ② 組織再編成によって発行される新株予約権の受取方法について
当社は、組織再編成に伴い、新株予約権を発行いたしません。

7【組織再編成に関する手続】

1. 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法
本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、①株式移転計画、②会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、③新日本石油においては新日鉱ホールディングスの、新日鉱ホールディングスにおいては新日本石油の最終事業年度に係る計算書類等の内容、④新日本石油においては新日鉱ホールディングスの、新日鉱ホールディングスにおいては新日本石油の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象、並びに⑤新日本石油においては新日本石油の、新日鉱ホールディングスにおいては新日鉱ホールディングスの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象を記載した書面を、新日本石油及び新日鉱ホールディングスの本店に平成22年1月12日からそれぞれ備え置いています。

①の書類は、平成21年10月30日開催の新日本石油及び新日鉱ホールディングスの取締役会において承認された株式移転計画です。②の書類は、本株式移転に際して株式移転比率及びその株式移転比率の算定根拠並びに上記株式移転計画において定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。③の書類は、新日本石油又は新日鉱ホールディングスの平成21年3月期の計算書類等に関する書類です。④の書類は、新日本石油においては新日鉱ホールディングスの平成21年3月期の、新日鉱ホールディングスにおいては新日本石油の平成21年3月期の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象を説明した書類です。⑤の書類は、新日本石油においては新日本石油の平成21年3月期の、新日鉱ホールディングスにおいては新日鉱ホールディングスの平成21年3月期の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象を説明した書類です。

これらの書類は、新日本石油及び新日鉱ホールディングスの本店で閲覧することができます。また、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記①乃至⑤に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

2. 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

平成21年10月30日	経営統合契約締結及び株式移転計画作成承認の取締役会（両社）
平成21年10月30日	経営統合契約の締結及び株式移転計画の作成（両社）
平成21年10月31日	臨時株主総会の基準日公告（両社）
平成21年11月15日	臨時株主総会の基準日（両社）
平成22年1月27日	株式移転計画承認の臨時株主総会開催（両社）
平成22年3月29日（予定）	上場廃止日（両社）
平成22年4月1日（予定）	当社設立登記日（本株式移転の効力発生日）
平成22年4月1日（予定）	当社株式上場日

上記日程は、経営統合の手続きの進行その他の事由により必要な場合は、両社協議のうえ、変更することがあります。

3. 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

① 株式について

新日本石油又は新日鉱ホールディングスの株主が、その有する新日本石油の普通株式又は新日鉱ホールディングスの普通株式につき、新日本石油又は新日鉱ホールディングスに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成22年1月27日開催の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれ新日本石油又は新日鉱ホールディングスに対し通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、新日本石油及び新日鉱ホールディングスが、上記臨時株主総会の決議の日（平成22年1月27日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

② 新株予約権について

新日本石油は、本報告書提出日現在において、新株予約権を発行していません。

新日鉱ホールディングスは、2005年7月発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション）、2006年7月発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション）、2007年8月発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション）、2008年8月発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション）及び2009年8月発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション）を発行しておりますが、これらの新株予約権は、会社法第808条第1項第3号イ又はロの要件を満たしませんので、同条同項の規定による新株予約権買取請求権が発生しません。なお、これらの新株予約権の権利者は、株式移転計画承認に係る臨時株主総会の決議の日（平成22年1月27日）の翌日から15日以内に限り、新株予約権を行使することができます。

なお、新日本石油及び新日鉱ホールディングスは、本報告書提出日現在において、新株予約権付社債を発行していません。

第2【統合財務情報】

1. 当社

当社は新設会社ですので、本報告書提出日現在において財務情報はありません。

2. 組織再編成後の当社

当社は新設会社ですので、本報告書提出日現在において財務情報はありませんが、新日本石油及び新日鉱ホールディングスの最近連結会計年度の主要な経営指標である「売上高」、「経常損益」及び「当期純損益」を合算すると、以下のとおりです。もっとも、以下の数値は、単純な合算値に過ぎず、監査法人の監査証明を受けていない記載であることにご留意下さい。また、「売上高」、「経常損益」及び「当期純損益」以外の指標等については、単純な合算を行うことも困難であり、また、単純に合算を行うと却って投資家の皆様の判断を誤らせるおそれがあることから、合算は行っておりません。

売上高	(百万円)	11,454,293
経常損益	(百万円)	△342,881
当期純損益	(百万円)	△292,407

3. 組織再編成対象会社

当社の完全子会社となる新日本石油及び新日鉱ホールディングスの主要な経営指標等は、それぞれ以下のとおりです。

新日本石油

主要な経営指標等の推移

連結経営指標等の推移

回次		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
会計期間		自平成16年 4月1日 至平成17年 3月31日	自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日	自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日	自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日	自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日
売上高	百万円	4,924,163	6,117,988	6,624,256	7,523,990	7,389,234
経常利益又は経常損失 (△)	百万円	212,435	309,088	186,611	275,666	△275,448
当期純利益又は当期純損失 (△)	百万円	131,519	166,510	70,221	148,306	△251,613
純資産額	百万円	953,240	1,130,328	1,331,981	1,429,266	1,016,306
総資産額	百万円	3,514,352	4,231,814	4,385,533	4,594,197	3,969,730
1株当たり純資産額	円	631.77	775.62	829.64	896.06	627.90
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	円	86.72	114.08	48.12	101.49	△172.42
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	27.1	26.7	27.7	28.5	23.1
自己資本利益率	%	14.82	15.98	5.94	11.76	△22.62
株価収益率	倍	8.78	8.09	19.87	6.13	△2.82
営業活動によるキャッ シュ・フロー	百万円	115,731	34,021	205,867	103,216	441,202
投資活動によるキャッ シュ・フロー	百万円	△99,491	△115,073	△143,487	△199,709	△324,641
財務活動によるキャッ シュ・フロー	百万円	△49,984	125,969	44,408	6,374	△86,836
現金及び現金同等物の期 末残高	百万円	140,478	214,476	321,786	226,792	227,257
従業員数(外、平均臨時 雇用従業員数)	人	13,424 (3,366)	13,628 (3,568)	13,214 (3,316)	12,697 (3,435)	14,144 (5,520)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 純資産額の算定にあたり、平成18年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

新日鉱ホールディングス

主要な経営指標等の推移

連結経営指標等の推移

決算年月	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期
売上高（百万円）	2,502,538	3,026,262	3,802,447	4,339,472	4,065,059
経常利益（△は損失） （百万円）	148,055	188,722	224,236	192,026	△67,433
当期純利益（△は純損失） （百万円）	50,577	96,905	106,430	99,299	△40,794
純資産額（百万円）	353,437	467,479	701,064	765,264	659,938
総資産額（百万円）	1,580,144	1,859,583	2,056,407	2,251,208	1,886,083
1株当たり純資産額（円）	416.98	551.36	671.56	735.22	612.44
1株当たり当期純利益金額 （△は純損失）（円）	63.84	113.87	117.98	107.14	△44.02
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額（円）	—	113.84	117.91	107.06	—
自己資本比率（％）	22.4	25.1	30.3	30.3	30.1
自己資本利益率（％）	17.2	23.6	19.5	15.2	△6.5
株価収益率（倍）	9.2	8.7	8.6	4.9	—
営業活動によるキャッシュ・ フロー（百万円）	45,360	24,258	41,200	56,830	275,068
投資活動によるキャッシュ・ フロー（百万円）	△15,170	△37,594	△97,576	△114,391	△93,775
財務活動によるキャッシュ・ フロー（百万円）	△38,734	11,962	37,401	74,418	△124,280
現金及び現金同等物の期末残 高（百万円）	62,473	63,857	45,249	62,621	116,986
従業員数（人） （外、平均臨時雇用者数）	9,274 (3,574)	9,579 (4,086)	9,969 (4,408)	10,316 (4,229)	10,729 (4,073)

- (注) 1 売上高には消費税等（消費税及び地方消費税をいう。以下同じ。）は含まれておりません。
- 2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、平成17年3月期は潜在株式が存在しないため、また、平成21年3月期は潜在株式は存在するものの当期純損失であるため、記載しておりません。
- 3 純資産額の算定に当たり、平成19年3月期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。

第3【発行者（その関連者）と組織再編成対象会社との重要な契約】

該当事項はありません。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

「第一部 組織再編成に関する情報 第2 統合財務情報」に記載のとおりです。

2【沿革】

平成21年10月30日 新日本石油及び新日鉱ホールディングスは、株主総会の承認を前提として、取締役会において承認の上、「株式移転計画」を作成し、両社の経営統合に関する「経営統合契約書」を締結いたしました。また、両社はそれぞれの臨時株主総会に付議すべき本株式移転に関する議案の内容を取締役会で決議いたしました。

平成22年1月27日 新日本石油及び新日鉱ホールディングスの臨時株主総会において、両社が共同で株式移転の方法により当社を設立し、両社がその完全子会社となることを定めた前記の「株式移転計画」について承認を受けました。

平成22年4月1日 新日本石油及び新日鉱ホールディングスが株式移転の方法により当社を設立する予定です。当社の普通株式を東京証券取引所、大阪証券取引所及び名古屋証券取引所に上場する予定です。

なお、新日本石油及び新日鉱ホールディングスの沿革につきましては、両社の有価証券報告書（新日本石油平成21年6月23日提出／新日鉱ホールディングス平成21年6月25日提出）記載のとおりです。

3【事業の内容】

当社は、石油精製販売事業、石油開発事業、金属事業を行う子会社及びグループ会社の経営管理並びにこれに付帯する業務を行う予定です。

また、完全子会社となる新日本石油及び新日鉱ホールディングスの事業の内容は以下のとおりです。

新日本石油

新日本石油グループ（新日本石油、連結子会社52社、持分法適用会社26社）が営む主な事業の内容と主要な関係会社の当該事業における位置付けは、次のとおりです。

セグメント	主な事業の内容	主要な関係会社
石油精製・販売	石油製品及び石油化学製品の販売	新日本石油
	石油の精製及び石油製品の加工並びに石油化学関連製品の製造及び販売	新日本石油精製(株) 新日石プラスト(株) 和歌山石油精製(株) Atlanta Nisseki CLAF, Inc. Nisseki Chemical Texas Inc. 新日石液晶（蘇州）有限公司
	原油・石油製品の貯蔵及び輸送	新日本石油基地(株) 新日本石油タンカー(株) 日本海石油(株) 沖縄石油基地(株) 日本石油輸送(株)※
	海外における石油製品の製造及び販売	Nippon Oil (U.S.A.) Ltd. Nippon Oil Lubricants (America) LLC Nippon Oil (Asia) Pte. Ltd. Nippon Oil Europe Ltd. 新日石（広州）潤滑油有限公司 天津日石潤滑油脂有限公司※
	石炭その他鉱物資源の売買等	Nippon Oil (Australia) Pty. Ltd. 水島エルエヌジー(株)※

セグメント	主な事業の内容	主要な関係会社
	石油製品の販売	(株)ENEOSフロンティア
	発電及び電力の供給	川崎天然ガス発電(株)
	燃料電池システムの開発、製造及び販売	(株)ENEOSセルテック
石油・天然ガス開発	石油・天然ガスの探鉱及び開発	新日本石油開発(株) 日本ベトナム石油(株) 日石サラワク石油開発(株)
建設	道路・土木工事及び石油関連設備の設計・建設	(株)NIPPO
その他事業	不動産の売買、賃貸借及び管理	新日石不動産(株)
	自動車関連用品の販売、リース等	新日石トレーディング(株)
	経理業務及び給与・福利厚生業務の受託	新日石ビジネスサービス(株)
	電算システムの開発及び運用の受託	新日石インフォテクノ(株)

(注) ※を付した会社は、持分法適用会社です。

新日鉱ホールディングス

新日鉱ホールディングスを持株会社とする新日鉱グループは、石油（ジャパンエナジーグループ）、金属（日鉱金属グループ）及びその他（独立・機能会社グループ）から構成されており、連結子会社は110社、持分法適用会社は13社です。

事業の種類別セグメントに係わる位置付けは次のとおりです。

事業の種類別 セグメントの名称	主な事業内容	主要な会社
石油 (ジャパンエナジーグループ)	<ul style="list-style-type: none"> 石油、天然ガス等の石油資源の開発・探掘 ガソリン、ナフサ、灯油、軽油、重油、LPガス、潤滑油等の製造・販売 石油化学製品等の製造・販売 石油事業に附帯関連する船舶運送・その他 	<u>主要連結子会社</u> (株)ジャパンエナジー、 ジャパンエナジー石油開発(株)、 鹿島石油(株)、鹿島アロマティックス(株)、 (株)JOMOネット、 (株)JOMOリテールサービス、 (株)ジャパンガスエナジー、 日正汽船(株)、日本タンカー(株) <u>主要持分法適用会社</u> アブダビ石油(株)、合同石油開発(株)
金属 (日鉱金属グループ)	<ul style="list-style-type: none"> 非鉄金属資源の開発・探掘 銅、金、銀、硫酸等の製造・販売 非鉄金属リサイクル・産業廃棄物処理 銅箔、薄膜材料、精密圧延製品、精密加工製品等の製造・販売 金属事業に附帯関連する船舶運送・その他 	<u>主要連結子会社</u> 日鉱金属(株)、 ニッポンマイニング オブ ネザーランド社、 日鉱探開(株)、バンパシフィック・カッパー(株)、 日鉱製錬(株)、日比共同製錬(株)、 日韓共同製錬(株)、日鉱環境(株)、 ニッコーメタルズ・フィリピン社、 グールド・エレクトロニクス社（ドイツ法人）、 ニッコーメタルズ・ユーエスエー社、 日鉱富士電子(株)、日鉱金属（蘇州）有限公司、 日鉱商事(株)、台湾日鑛金属股份有限公司、 日本マリン(株) <u>主要持分法適用会社</u> ミネラ ロス ベランプレス社、 LS-ニッコー・カッパー(株)
その他 (独立・機能会社グループ)	<ul style="list-style-type: none"> チタンの製造・販売、エンジニアリング、電線の製造・販売、陸上運送、その他 資金調達等のグループ共通業務 	<u>主要連結子会社</u> 東邦チタニウム(株)、日陽エンジニアリング(株)、 新日鉱ファイナンス(株) <u>主要持分法適用会社</u> タツタ電線(株)、(株)丸運、 (株)エヌ・ティ・ティ・データCCS

4【関係会社の状況】

当社は新設会社ですので、本報告書提出日現在において関係会社はありませんが、当社の完全子会社となる新日本石油及び新日鉱ホールディングスそれぞれの関係会社の状況につきましては、前記「第一部 組織再編成に関する情報 第1 組織再編成の概要 1 組織再編成の目的等」記載の「2. 上場申請会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係 (1) 上場申請会社の企業集団の概要 ② 上場申請会社の企業集団の概要」をご参照ください。

5【従業員の状況】

(1) 当社の状況

当社は新設会社ですので、未定です。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となる新日本石油及び新日鉱ホールディングスの平成21年9月末現在の従業員の状況は以下のとおりです。

新日本石油

平成21年9月30日現在

事業の種類別セグメント	従業員数 (人)
石油精製・販売	9,305 (2,507)
石油・天然ガス開発	589 (49)
建設	3,322 (2,568)
その他事業	653 (140)
合計	13,869 (5,264)

(注) 1 従業員数は就業人員数（新日本石油グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から新日本石油グループへの出向者を含む。）です。

2 従業員数の（ ）内は、臨時従業員数です（外数、年間平均雇用人数）。臨時従業員は、非常勤嘱託、派遣社員、パートタイマー、アルバイトの従業員です。

新日鉱ホールディングス

平成21年9月30日現在

事業の種類別セグメント	従業員数 (人)
石油（ジャパンエナジーグループ）	4,380 (3,460)
金属（日鉱金属グループ）	5,058 (403)
その他（独立・機能会社グループ）	1,498 (121)
合計	10,936 (3,984)

(注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2 臨時従業員のうち主なものは、パートタイマーであり、人材派遣会社からの派遣社員は除いております。

(3) 労働組合の状況

① 当社

該当事項はありません。

② 連結会社の状況

当社の完全子会社となる新日本石油及び新日鉱ホールディングスの労働組合の状況は以下のとおりです。

新日本石油

新日本石油グループにおいては、新日本石油労働組合外7の労働組合が従業員により組織されており、それらの組合は、上部団体である日本化学エネルギー産業労働組合連合会、道路建設産業労働組合協議会等に加入しております。また、組合員総数は、平成21年9月30日現在7,352人（うち新日本石油労働組合の組合員数は4,627人）であり、いずれの労働組合とも良好な労使関係を維持しております。

新日鉱ホールディングス

新日鉱ホールディングスには労働組合はありません。中核事業会社である株式会社ジャパンエナジー及び日鉱金属株式会社には労働組合が結成されております。これらの労使関係については良好であり、特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となる新日本石油及び新日鉱ホールディングスの業績等の概要については、両社の有価証券報告書（新日本石油 平成21年6月23日提出／新日鉱ホールディングス 平成21年6月25日提出）及び四半期報告書（新日本石油 平成21年8月13日及び平成21年11月12日提出／新日鉱ホールディングス 平成21年8月13日及び平成21年11月13日提出）をご参照下さい。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となる新日本石油及び新日鉱ホールディングスの生産、受注及び販売の状況については、両社の有価証券報告書（新日本石油 平成21年6月23日提出／新日鉱ホールディングス 平成21年6月25日提出）及び四半期報告書（新日本石油 平成21年8月13日及び平成21年11月12日提出／新日鉱ホールディングス 平成21年8月13日及び平成21年11月13日提出）をご参照下さい。

3【対処すべき課題】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となる新日本石油及び新日鉱ホールディングスの対処すべき課題については、両社の有価証券報告書（新日本石油 平成21年6月23日提出／新日鉱ホールディングス 平成21年6月25日提出）及び四半期報告書（新日本石油 平成21年8月13日及び平成21年11月12日提出／新日鉱ホールディングス 平成21年8月13日及び平成21年11月13日提出）をご参照下さい。

4【事業等のリスク】

当社は本報告書提出日現在において設立されておきませんが、本株式移転に関連し、当社グループの経営統合に係るリスクとして、下記(1)のリスクが想定されます。さらに、当社は本株式移転により新日本石油及び新日鉱ホールディングスの完全親会社となるため、当社の設立後は本報告書提出日現在における両社の事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなりうるものが想定されます。両社の事業等のリスクを踏まえた当社の事業等のリスクはそれぞれ下記(2)及び(3)のとおりです。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、本報告書提出日現在において判断したものです。

(1) 経営統合に関するリスク

当社の設立は平成22年4月1日を目指しており、現在経営統合に向けた準備を新日本石油及び新日鉱ホールディングスで進めておりますが、例えば次のような経営統合に関するリスクが想定され、業務運営、経営成績、財政状態などに重要な影響を及ぼす可能性があります。

- ・関係当局の許認可や承認が得られない、または遅延するリスク
- ・株主総会で承認が得られないリスク

- ・何らかの事情により、経営統合契約で定めた内容が変更となるリスク
- ・経済情勢の急激な悪化、金融市場の混乱等により、予定通りに経営統合が進まないリスク
- ・経営統合により期待されるシナジー効果が十分に発揮されないリスク

(2) 新日本石油の事業等のリスク

本報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

① 原油価格および為替レート（対米ドル）変動の影響

ア. たな卸在庫影響

新日石グループでは、たな卸資産の評価方法について、主として総平均法による原価法を採用しております。この評価方法のもとでは、在庫単価に比べて原油価格（円貨）が上昇する局面においては、たな卸資産の評価が売上原価を押し下げる影響（この場合、売上原価は安値在庫の影響により、原油価格より緩やかに上昇する。）により、損益良化要因となります。

一方、在庫単価に比べて原油価格（円貨）が下落する局面においては、たな卸資産の評価が売上原価を押し上げる（この場合、売上原価は高値在庫の影響により、原油価格よりも緩やかに下落する。）ため、損益悪化要因となります。

イ. 石油・天然ガス開発事業収益への影響

石油・天然ガス開発事業におきましては、原油価格（円貨）の上昇局面においては、売上高が増加するため、損益良化要因となります。一方、原油価格（円貨）の下落局面においては、売上高が減少するため、損益悪化要因となります。

② 石油・石油化学製品の需要および市況変動の影響

石油製品の需要は、冷夏・暖冬などの気象条件やその時々を経済情勢等により変動いたします。また、石油化学製品の需要は、中国を中心としたアジアへの輸出依存度が高まっており、アジアの経済成長に伴う需要動向により変動いたします。新日石グループの販売数量もこれらの影響を受け変動いたしますので、需要動向は損益変動要因となります。

また、国内における石油製品市況は、国内石油製品の需給環境、業転市況、海外の石油製品市況の動向などにより影響を受け、変動いたします。同様に石油化学製品市況も原料ナフサ価格や東アジア製品市況等により変動いたします。新日石グループでは、販売価格の改定にこれらの影響を反映させておりますが、市場環境によっては、損益変動要因となります。

③ 金利変動の影響

金利の上昇は、借入金などの支払利息の増加を通じて金融収支を悪化させるため、損益悪化要因となります。一方、金利の下落は、借入金などの支払利息の減少を通じて金融収支を良化させるため、損益良化要因となります。

④ 海外事業に関するリスク

新日石グループの調達・生産・輸出・販売活動は、日本のみならず北米やヨーロッパ、アジア・オセアニア地域など世界的に展開されておりますが、これらの海外事業活動には以下のようなリスクが存在しております。

ア. 政治・経済の混乱およびそれに起因する為替取引の凍結・債務不履行などのカントリーリスク

イ. ストライキ・テロ・戦争・疫病の発生・その他の要因による社会的混乱

ウ. 天変地異による災害

エ. 輸出貿易管理、輸入規制などの法令による規制

これらのリスクの発生により、新日石グループの海外事業活動が妨げられ、結果として業績の悪化を招く恐れがあります。

⑤ 公共投資と民間設備投資動向の影響

建設部門は、舗装、土木、建設の請負工事を主体としており、その損益は、公共投資と民間設備投資（民間住宅投資を含む。）の動向に大きく影響されます。

⑥ 環境規制強化の影響

地球環境保護の観点から、事業活動に対する環境規制、商品に対する品質規制などが新たに定められた場合は、製油所での設備投資・変動費増加などにより、コストアップが発生する可能性があります。

⑦ 情報システムのリスク

地震や洪水などの自然災害などにより情報システムの障害が発生し、業務が停止する可能性があります。その場合、新日石グループの生産・販売活動に支障を来すとともに、取引先の事業に深刻な影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 生産施設の操業リスク

新日石グループは、日本および海外各地に生産施設を有しておりますが、各生産拠点で発生する自然災害・不慮の事故を原因とする生産活動の停止により、業績の悪化を招く恐れがあります。

なお、ここに記載されたリスクは、新日石グループのすべてのリスクではありません。

(3) 新日鉱ホールディングスの事業等のリスク

本報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

（グループ全体に関するリスク）

① 原料供給源に関するカントリーリスク

新日鉱グループは、原料の多くを海外から調達しており、特に、原油は中東及びインドネシアの、銅精鉱は南アメリカ、東南アジア及びオーストラリアの、それぞれ限られた供給源にほぼすべてを依存しています。こうした国、地域における政治不安、社会混乱、経済情勢の悪化、法令・政策の変更等のカントリーリスクにより、新日鉱グループの業績が影響を受ける可能性があります。

② 中国その他アジア諸国における事業に関するリスク

新日鉱グループの製造する電気銅、石油化学製品、電材加工製品等の販売は中国その他アジア諸国での需要に大きく依存しており、また、新日鉱グループは、これらの地域での更なる事業拡大を期待しています。

何らかの事由により、これらの地域における新日鉱グループの製品に対する需要の減退等が生じた場合には、新日鉱グループの財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

③ 外国為替相場の変動に関するリスク

新日鉱グループにおいては、外貨建ての営業取引による収入及び支出が発生しており、また多額の外貨建て資産及び負債を有しています。そのため、外国為替相場の変動は、資産、負債、収入及び支出の円貨換算額に影響を及ぼす可能性があります。

また、外国為替相場の変動は、海外の連結子会社又は持分法適用関連会社の財務諸表を円貨換算する場合にも重大な影響を及ぼす可能性があります。

④ 第三者との提携、事業投資に関するリスク

新日鉱グループは、様々な事業分野において、合弁事業その他の第三者との提携及び他企業等への戦略的な投資を行っています。これらの提携や投資は、新日鉱グループの事業において重要な役割を果たしており、種々の要因により、重要な合弁事業が経営不振に陥り、又は提携関係や投資における成果を挙げることができない場合は、新日鉱グループの財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 事業の再構築に関するリスク

新日鉱グループは、コスト削減、事業の集中と効率性の強化を図ることとしており、事業の再構築に伴う相当程度の特別損失が発生する可能性があります。

新日鉱グループがその事業の再構築を適切に行うことができず、又は、再構築によっても、想定した事業

運営上の改善を実現することができなかった場合は、新日鉱グループの財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 設備投資及び投融資に関するリスク

新日鉱グループにおいては、事業の維持・成長のために、継続的な設備投資及び投融資を必要としていますが、キャッシュ・フローの不足等の要因によりこれらの計画を実行することが困難となる可能性があります。また、実際の投資額が予定額を大幅に上回り、あるいは計画どおりの収益が得られない可能性もあります。

⑦ 環境規制に関するリスク

新日鉱グループの事業は、広範な環境規制の適用を受けており、これらの規制により、環境浄化のための費用を賦課され、環境汚染を生じた場合には、罰金・賠償金の支払いを求められ、又は操業の継続が困難となる可能性があります。

新日鉱グループの事業においては、相当量の排水、排ガス及び廃棄物が発生し、不測の事態により排出量が基準値を超える可能性があります。さらに、今後、規制が厳格に適用され、又は強化される可能性があります。また、追加の費用負担を伴う新たな環境規制が実施される可能性もあります。これらの環境規制及び基準に関する義務や負担は、新日鉱グループの財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

新日鉱グループは、土壌汚染、アスベスト、PCB（ポリ塩化ビフェニル）等の環境対策について適切と判断した引当金計上を行っていますが、環境規制の強化等により追加の又は新たな環境対策が必要となった場合、新日鉱グループの財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 操業に関するリスク

新日鉱グループの事業は、火災、爆発、事故、輸出入制限、自然災害、鉱山の崩落や天候等の自然現象、労働争議、原料や製品の輸送制限等の様々な操業上のリスクを伴っており、これらの事故、災害等が発生した場合には、多大な損失を蒙る可能性があります。

新日鉱グループは、可能かつ妥当な範囲において事故、災害等に関する保険を付していますが、それによってもすべての損害を填補し得ない可能性があります。

⑨ 知的財産権に関するリスク

新日鉱グループは、事業遂行のため、特許権等の各種知的財産権を保有していますが、状況によってはその確保が困難となり、又は有効性が否認される可能性があります。また、新日鉱グループの企業秘密が第三者により開示又は悪用される可能性もあります。さらに、急速な技術の発展により、新日鉱グループの事業に必要な技術について知的財産権による保護が不十分となる可能性があります。

また、新日鉱グループの技術に関して第三者から知的財産権の侵害クレームを受けた場合は、多額のロイヤルティー支払い又は当該技術の使用差止めの可能性もあります。

以上のように、新日鉱グループがその事業を行うために必要な知的財産権を確保し、又はそれを十分に活用することができない場合などには、新日鉱グループの業績に影響を与える可能性があります。

⑩ 個人情報の管理に関するリスク

新日鉱グループは、石油販売、貴金属積立等の事業に関連して顧客の個人情報を管理しており、その保護対策として、今後多額の費用を必要とする可能性があります。また、顧客の個人情報が流出し又は悪用された場合、上記事業に重大な影響が及ぶ可能性があります。

⑪ 有利子負債に関するリスク

新日鉱グループは、多額の有利子負債により事業活動等が制約を受ける可能性があり、また、負債の元利金支払のために、追加借入、エクイティ・ファイナンス又は資産の売却等による資金調達を必要とする可能性があります。こうした資金調達を行うことができるか否かは、金融市場の状況、当社の株価、資産の売却先の有無等様々な要因に依存しています。さらに、国内外の金利が上昇した場合には、金利負担が増加することにより、新日鉱グループの財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

⑫ たな卸資産の収益性の低下による簿価切下げに関するリスク

新日鉱グループは、多額のたな卸資産を所有しており、原油、石油製品、レアメタルの価格下落等により、たな卸資産の期末における正味売却価額が帳簿価額よりも低下したときには、収益性が低下しているとみて、期末帳簿価額を正味売却価額まで切下げて売上原価等に計上することとなるため、新日鉱グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

⑬ 固定資産の減損に関するリスク

新日鉱グループは、多額の固定資産を所有しており、経営環境の変化等に伴い、その収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった場合には、その回収可能性を反映させるように固定資産の帳簿価額を減額し、その減少額を減損損失とすることとなるため、新日鉱グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

⑭ 内部統制システムの構築に関するリスク

新日鉱グループはかねてから、コンプライアンス、リスク管理等の充実に努め、また、内部統制推進室やグループ内部統制委員会を設置するなど、財務報告に係る内部統制を含め、内部統制システムの充実強化を図っています。

新日鉱グループが構築した内部統制システムが有効に機能せず、ディスクロージャーの信頼性等を確保できない事態が生じた場合には、ステークホルダーの信頼を一挙に失うことにもなりかねず、新日鉱グループの財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(セグメント別のリスク)

石油（ジャパンエナジーグループ）

① 石油事業におけるマージンの変動に関するリスク

新日鉱グループにおける石油製品のマージンは、主に原油価格と石油製品価格との関係に左右され、新日鉱グループがコントロールし得ない要因によって決定されます。原油価格に影響を及ぼす要因としては、円の対米ドル為替相場、産油地域の政治情勢、OPECによる生産調整、全世界的な原油需要等があります。また、石油製品価格に影響を及ぼす要因としては、石油製品の需要、海外の石油製品市況、国内の石油精製能力及び稼働率、国内のサービスステーション総数等があります。新日鉱グループは、石油製品価格を従来原油価格の変動と連動して決定してきましたが、石油製品の需給状況や市況動向を適切に反映した、公平かつ透明な価格体系を構築すべく、平成20年11月以降、石油製品市況に連動した新価格体系への移行を進めています。従って、原油価格や石油製品市況の動向次第では、マージンが大きく悪化し、新日鉱グループの財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また、石油化学製品のマージンも原油価格やナフサ等の原料油価格と石油化学製品価格との関係に左右され、新日鉱グループがコントロールし得ない要因によって決定され、その大きな変動幅が継続する可能性があります。石油化学製品価格については、生産設備の新增設による供給能力拡大と衣料・自動車・家電等の需要動向によって影響されます。需給緩和等により、原油・原料油価格のコスト上昇を製品価格に転嫁することが困難になり、新日鉱グループの財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

② たな卸資産評価に関するリスク

新日鉱グループは、原油、石油製品等たな卸資産の評価を総平均法で行っており、原油価格上昇局面では、期初の相対的に安価なたな卸資産の影響により売上原価が押し下げられて増益要因となりますが、原油価格下落局面では、期初の相対的に高価なたな卸資産の影響により売上原価が押し上げられて減益要因となるため、新日鉱グループの財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

③ 原油及び製品の調達元に関するリスク

新日鉱グループは、原油については全量を海外とりわけ中東から、製品については一部を海外又は国内から調達しています。産油国における政治情勢の変動及び国内外の製品需給状況等により原油及び製品の調達に支障が生じ、適切な代替供給源を確保することができない場合には、新日鉱グループの財政状態及び経営成績に重大な影響が及ぶ可能性があります。

④ 競合のリスク

石油事業において、新日鉱グループは国内外の多数の有力な石油企業と競合しており、その中には新日鉱グループに比して、より広範に事業を行い、高い市場シェア、多大な資金や資源を有するものもあります。これら企業間においては激しい競争が行われており、新日鉱グループがこのような競争環境下において効率的な事業運営ができない場合には、新日鉱グループの財政状態及び経営成績に重大な影響が及ぶ可能性があります。

金属（日鉱金属グループ）

① 銅事業における市況変動等に関するリスク

新日鉱グループの銅事業は、主として銅製錬事業と海外銅鉱山への投資により利益を得ていますが、それぞれ次のとおり、市況変動等の影響を受け、新日鉱グループの財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

銅製錬事業は、海外銅鉱山から銅精鉱を購入し、電気銅を生産販売する買鉱製錬業（カスタムスマルター）であり、そのマージンは主に、製錬マージンと販売プレミアムからなります。

製錬マージンは銅精鉱鉱山との交渉により決定されますが、近年、銅鉱石品位の低下傾向、資源メジャーによる寡占化の動き等から銅精鉱の供給は不足傾向にあり、中国、インド等における需要増も加わって、銅精鉱の需給が逼迫し、製錬マージンの低下圧力となっています。また、新日鉱グループの締結している買鉱契約は米ドル建てであり、一部契約には電気銅の国際価格の変動の一部を製錬マージンに反映する規定があるため、円高となった場合又は国際価格が下落した場合には、製錬マージンは減少することになります。

販売プレミアムは電気銅の国際価格に付加されるものであり、輸入経費、製品品質等の様々な要因を考慮して顧客との交渉により決定されるため、減少する可能性があります。

また、海外銅鉱山への投資は、投資先銅山が販売する銅精鉱等の価格が電気銅の国際価格に基づき決定されるため、国際価格が下落した場合には、新日鉱グループの持分法による投資利益が減少することになります。

② 銅精鉱の安定調達に関するリスク

銅精鉱需給の逼迫に備え、新日鉱グループは銅精鉱の安定調達を図るため海外の銅鉱山に投融資を実施していますが、これらを含む新日鉱グループの銅精鉱調達先である海外銅鉱山の操業に支障が生じ、新日鉱グループが製錬事業に必要とする銅精鉱を適時に調達できない場合には、新日鉱グループの財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

③ 電材加工事業の需要動向、技術革新等に関するリスク

電材加工事業の顧客の多くはIT産業及び家電製品業界に属します。従ってこれら産業における需給の状況及び価格の変動等は、新日鉱グループの業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。また、急激な技術革新及び顧客ニーズの変化に新日鉱グループが適切に対応することができない場合には、新日鉱グループの財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

④ 電材加工事業の競合に関するリスク

電材加工事業は、激しい競争の中にあり、競合企業の中には新日鉱グループに比してより強靱な企業体質を有するものがあります。このような競争の動向次第では、新日鉱グループの業績は重大な影響を受ける可能性があります。

⑤ 電材加工事業の原材料の調達価格の変動に関するリスク

電材加工事業の原材料は、金属市況等の変動により調達価格が変動します。これら原材料の調達価格が上昇し、製品価格に転嫁できない場合や、市況が期首たな卸資産の帳簿価額を大きく下回る場合には、新日鉱グループの業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

⑥ グールド・エレクトロニクス社（米国法人）の環境問題に関するリスク

子会社であるグールド・エレクトロニクス社（米国法人）は、過去の事業に係る環境問題に関連して、米国スーパーファンド法等の環境法令に基づき特定の米国内指定地域について潜在的責任当事者とされています。同社の最終的な負担額は、地域指定の原因となった物質の量及び有毒性、他の潜在的責任当事者の総数及びその財政状態、改善方法及び技術など多くの要因に左右される可能性があります。

グールド・エレクトロニクス社は、上記に関して適切と判断した引当計上を行っていますが、上記要因により実際の負担額が引当額を上回る可能性があり、この場合、新日鉱グループの業績に影響を与える可能性があります。

その他（独立・機能会社グループ）

① チタン事業における需要変動等に関するリスク

主力製品である金属チタン（スポンジチタン、チタンインゴット）は、航空機、電力プラント、化学プラント、海水淡水化プラント等の特定用途が需要の中心となっており、また、触媒の用途についても、プロピレン重合用にほぼ特化しています。

これらの特定用途向け需要が、国内外の政治・経済情勢の変動や用途先業界の状況変化に伴い大きく変動する場合、製品販売量及び製品価格も大きく変動する傾向があるため、新日鉱グループの業績に影響を与える可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となる新日本石油及び新日鉱ホールディングスの経営上の重要な契約等については、両社の有価証券報告書（新日本石油 平成21年6月23日提出／新日鉱ホールディングス 平成21年6月25日提出）及び四半期報告書（新日本石油 平成21年8月13日及び平成21年11月12日提出／新日鉱ホールディングス 平成21年8月13日及び平成21年11月13日提出）をご参照下さい。

6【研究開発活動】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となる新日本石油及び新日鉱ホールディングスの研究開発活動については、両社の有価証券報告書（新日本石油 平成21年6月23日提出／新日鉱ホールディングス 平成21年6月25日提出）及び四半期報告書（新日本石油 平成21年8月13日及び平成21年11月12日提出／新日鉱ホールディングス 平成21年8月13日及び平成21年11月13日提出）をご参照下さい。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となる新日本石油及び新日鉱ホールディングスの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、両社の有価証券報告書（新日本石油 平成21年6月23日提出／新日鉱ホールディングス 平成21年6月25日提出）及び四半期報告書（新日本石油 平成21年8月13日及び平成21年11月12日提出／新日鉱ホールディングス 平成21年8月13日及び平成21年11月13日提出）をご参照下さい。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

(1) 当社

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(2) 連結子会社

当社の完全子会社となる新日本石油及び新日鉱ホールディングスの設備投資等の概要については、両社の有価証券報告書（新日本石油 平成21年6月23日提出／新日鉱ホールディングス 平成21年6月25日提出）をご参照下さい。

2【主要な設備の状況】

(1) 当社

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(2) 連結子会社

当社の完全子会社となる新日本石油及び新日鉱ホールディングスの主要な設備の状況については、両社の有価証券報告書（新日本石油 平成21年6月23日提出／新日鉱ホールディングス 平成21年6月25日提出）及び四半期報告書（新日本石油 平成21年8月13日及び平成21年11月12日提出／新日鉱ホールディングス 平成21年8月13日及び平成21年11月13日提出）をご参照下さい。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当社

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(2) 連結子会社

当社の完全子会社となる新日本石油及び新日鉱ホールディングスの設備の新設、除却等の計画については、両社の有価証券報告書（新日本石油 平成21年6月23日提出／新日鉱ホールディングス 平成21年6月25日提出）及び四半期報告書（新日本石油 平成21年8月13日及び平成21年11月12日提出／新日鉱ホールディングス 平成21年8月13日及び平成21年11月13日提出）をご参照下さい。

第4【上場申請会社の状況】

1【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

①【株式の総数】

平成22年4月1日時点の当社の状況は以下のとおりです。

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	8,000,000,000
計	8,000,000,000

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,495,485,929	東京証券取引所 大阪証券取引所 名古屋証券取引所 （各市場第一部）	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式です。単元株式数は100株です。
計	2,495,485,929	—	—

(注) 新日本石油の発行済株式総数1,464,508,343株、新日鉱ホールディングスの発行済株式総数928,462,002株（いずれも平成21年3月末時点）に基づいて記載しており、実際に当社が交付する新株式数は変動することがあります。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

平成22年4月1日現在の当社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりです。

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（百万円）	資本金残高（百万円）	資本準備金増減額（百万円）	資本準備金残高（百万円）
平成22年4月1日	2,495,485,929	2,495,485,929	100,000	100,000	25,000	25,000

(5) 【所有者別状況】

当社は新設会社ですので、本報告書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の平成22年4月1日現在の所有者別状況は、以下のとおりです。

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	4	303	155	2,181	1,070	58	162,871	166,642	—
所有株式数（単元）	2,809	11,255,485	337,339	2,502,325	6,784,328	1,500	3,973,844	24,857,630	9,722,929
所有株式数の割合（%）	0.01	45.28	1.36	10.07	27.29	0.01	15.98	100.00	—

（注）平成21年9月30日現在の新日本石油及び新日鉱ホールディングスの株主の状況に基づき、株式移転の際の株式移転比率を勘案して作成しております。株式移転比率は、新日本石油の株式1株につき当社の株式1.07株を、新日鉱ホールディングスの株式1株につき当社の株式1.00株をそれぞれ割り当てます。また、株主数は、大株主上位10名該当者についてのみ名寄せして算定しております。

(6) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	東京都中央区晴海一丁目8番11号	189,763	7.60
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区浜松町二丁目11番3号	168,947	6.77
株式会社みずほコーポレート銀行（常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社）	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号（東京都中央区晴海一丁目8番12号）	72,781	2.92
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	65,398	2.62
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	東京都中央区晴海一丁目8番11号	51,286	2.06
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目3番1号	48,882	1.96
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	38,920	1.56
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	34,899	1.40
国際石油開発帝石株式会社	東京都港区赤坂五丁目3番1号	33,264	1.33
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟	31,678	1.27
計	—	735,823	29.49

（注）平成21年9月30日現在の新日本石油及び新日鉱ホールディングスの株主の状況に基づき、株式移転の際の株式移転比率を勘案して作成しております。株式移転比率は、新日本石油の株式1株につき当社の株式1.07株を、新日鉱ホールディングスの株式1株につき当社の株式1.00株をそれぞれ割り当てます。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

当社は新設会社ですので、本報告書提出日現在において所有者はおりませんが、当社設立日現在の発行済株式についての議決権の状況は以下のとおりです。

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 16,416,500	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 2,469,346,500	24,693,465	—
単元未満株式	普通株式 9,722,929	—	—
発行済株式総数	2,495,485,929	—	—
総株主の議決権	—	24,693,465	—

(注) 平成21年9月30日現在の新日本石油及び新日鉱ホールディングスの株主の状況に基づき、株式移転の際の株式移転比率を勘案して作成しております。株式移転比率は、新日本石油の株式1株につき当社の株式1.07株を、新日鉱ホールディングスの株式1株につき当社の株式1.00株をそれぞれ割り当てます。

② 【自己株式等】

当社は、本株式移転により設立されるため、本株式移転効力発生日である平成22年4月1日時点において、当社の自己株式を保有しておりませんが、当社設立日現在の当社の相互保有株式は以下のとおりです。

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
新日本石油(株)	東京都港区西新橋一丁目3番12号	4,925,200	—	4,925,200	0.20
ヤマサンニッセキ(株)	宇部市琴芝町一丁目1番25号	—	62,000	62,000	0.00
(株)ネクステージ中国	広島市西区井口三丁目8番20号	53,500	—	53,500	0.00
(株)ダイプロ	大分市新川西5組	—	6,400	6,400	0.00
(株)エムロード	熊本市本山四丁目3番7号	41,700	—	41,700	0.00
湘南菱油(株)	横須賀市森崎一丁目5番24号	167,900	21,400	189,300	0.01
菱華石油サービス(株)	神戸市長田区長楽町七丁目1番26号	105,900	3,200	109,100	0.00
太平石油(株)	守口市八雲中町三丁目13番51号	540,300	—	540,300	0.02
シーエルシータカハシ(株)	北九州市門司区浜町1番2号	37,400	—	37,400	0.00
タナカエネルギー(株)	福井市毛矢三丁目1番21号	26,700	—	26,700	0.00
西村(株)	神戸市中央区雲井通三丁目1番7号	188,300	3,200	191,500	0.01
西部日曹(株)	福岡市中央区薬院四丁目3番4号	38,500	4,200	42,700	0.00
(株)マクサムコーポレーション	福島市旭町9番16号	56,700	71,600	128,300	0.01

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
朝日石油化学(株)	東京都中央区日本橋茅場町三丁目12番9号	1,000	—	1,000	0.00
滋賀石油(株)	大津市竜が丘1番12号	71,600	—	71,600	0.00
吉伴(株)	大分市弁天二丁目6番14号	133,700	14,900	148,600	0.01
ユウシード東洋(株)	伊万里市新天町字中島460番地6	77,000	130,500	207,500	0.01
京極運輸商事(株)	東京都中央区日本橋浜町一丁目2番1号	224,700	99,500	324,200	0.01
日米礦油(株)	大阪市西区南堀江四丁目25番15号	957,600	23,500	981,100	0.04
日本石油輸送(株)	東京都品川区大崎一丁目11番1号	3,103,000	16,000	3,119,000	0.12
日星石油(株)	宇都宮市不動前二丁目2番51号	51,300	11,700	63,000	0.00
山文商事(株)	大阪市西区土佐堀一丁目2番10号	660,100	36,300	696,400	0.03
雄洋海運(株)	横浜市中区桜木町一丁目1番地8	629,100	—	629,100	0.03
(株)サントーコー	横浜市神奈川区鶴屋町二丁目21番1号	329,500	24,600	354,100	0.01
九州物産(株)	島原市弁天町一丁目7400番地1	40,600	—	40,600	0.00
マツハヤ石油(株)	長崎市元船町11番14号	107,000	—	107,000	0.00
九州新日石ガス(株)	北九州市戸畑区千防一丁目13番21号	2,100	—	2,100	0.00
北海道エネルギー(株)	札幌市北区北十条西三丁目16番地	—	17,100	17,100	0.00
新日鉱ホールディングス(株)	東京都港区虎ノ門二丁目10番1号	1,447,500	—	1,447,500	0.06
旭川石油(株)	旭川市四条通16丁目左10号	30,000	—	30,000	0.00
アジア油販(株)	横浜市中区本牧ふ頭3	52,000	—	52,000	0.00
近畿液体輸送(株)	大阪市西淀川区大和田2丁目3-18	1,000	—	1,000	0.00
太陽鉱油(株)	東京都中央区日本橋人形町3丁目8-1	30,000	—	30,000	0.00
タツタ電線(株)	東大阪市岩田町2丁目3番1号	25,500	—	25,500	0.00
日産石油販売(株)	大阪市淀川区東三国2丁目16番1号	30,000	—	30,000	0.00
(株)丸運	東京都港区西新橋3丁目2番1号	1,664,000	—	1,664,000	0.07
(株)リョーユウ石油	北見市三輪18番地	20,000	—	20,000	0.00
計	—	15,870,400	546,100	16,416,500	0.66

(注) 平成21年9月30日現在の新日本石油及び新日鉱ホールディングスの株主の状況に基づき、株式移転の際の株式移転比率を勘案して作成しております。株式移転比率は、新日本石油の株式1株につき当社の株式1.07株を、新日鉱ホールディングスの株式1株につき当社の株式1.00株をそれぞれ割り当てます。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

3 【配当政策】

(配当の決定機関)

当社は、株主総会の決議により期末配当をすることができる旨を、また、取締役会の決議により中間配当(会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をいいます。)をすることができる旨を、それぞれ定款で定めております。

4 【株価の推移】

当社においては株価の推移はありませんが、当社の完全子会社となる新日本石油及び新日鉱ホールディングスの株価の推移は以下のとおりです。

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

新日本石油

回次	第190期	第191期	第192期	第193期	第194期
決算年月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月
最高(円)	803	1,082	984	1,202	841
最低(円)	559	687	749	610	308

(注) 株価はいずれも東京証券取引所(市場第一部)におけるものです。

新日鉱ホールディングス

回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月
最高(円)	642	1,024	1,162	1,286	731
最低(円)	400	565	753	498	211

(注) 株価はいずれも東京証券取引所(市場第一部)におけるものです。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

新日本石油

月別	平成21年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	570	557	550	508	447	445
最低(円)	476	507	495	427	355	360

(注) 株価はいずれも東京証券取引所(市場第一部)におけるものです。

新日鉱ホールディングス

月別	平成21年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	506	508	486	451	405	415
最低(円)	407	460	429	381	324	331

(注) 株価はいずれも東京証券取引所(市場第一部)におけるものです。

5 【役員の状況】

平成22年4月1日現在の当社の役員の状況は、以下のとおりです。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数
代表取締役会長		西尾 進路	昭和15年10月23日生	昭和39年4月 日本石油㈱へ入社 平成7年6月 同社取締役（経理部長） 平成12年6月 同社常務取締役 平成14年6月 同社代表取締役副社長 平成16年4月 同社代表取締役副社長（経営管理第1本部長 兼 経営管理第2本部長） 平成16年6月 同社代表取締役副社長（執行役員経営管理第1本部長） 平成17年6月 同社代表取締役社長（執行役員） 平成20年6月 同社代表取締役社長（社長執行役員） 現在に至る。	注3	112,350株
代表取締役社長 社長執行役員		高萩 光紀	昭和15年12月3日生	昭和39年4月 日本鉱業㈱へ入社 平成6年6月 同社取締役（産業エネルギー一部担当） 平成8年1月 同社取締役（産業エネルギー一部担当、潤滑油部担当） 平成8年6月 同社取締役（大阪支店長） 平成9年4月 同社取締役（近畿支店長） 平成10年6月 同社常務取締役（東京支店長） 平成11年6月 同社取締役（常務執行役員経営企画部門長 兼 基本理念推進本部審議役） 平成13年4月 同社取締役（常務執行役員経営企画部門長 兼 基本理念推進本部副本部長） 平成13年6月 同社取締役（専務執行役員経営企画部門長 兼 基本理念推進本部副本部長） 平成14年4月 同社代表取締役社長 平成14年9月 新日鉱ホールディングス㈱取締役 平成15年4月 ㈱ジャパンエナジー代表取締役社長 平成18年6月 新日鉱ホールディングス㈱代表取締役社長 現在に至る。	注3	81,770株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数
取締役 副社長執行役員		平井 茂雄	昭和23年5月30日生	昭和46年4月 日本石油㈱へ入社 平成14年6月 同社取締役（総合企画部長） 平成17年6月 同社常務取締役（執行役員 経営管理第1本部長） 平成20年6月 同社取締役（常務執行役員 経営管理第1本部長） 現在に至る。	注3	65,270株
取締役 専務執行役員		杉内 清信	昭和24年5月16日生	昭和48年4月 日本鉱業㈱へ入社 平成14年9月 新日鉱ホールディングス㈱ シニアオフィサー（企画・ 管理グループ管理担当、監 査グループ監査担当） 平成16年4月 同社シニアオフィサー（財 務グループ財務担当、企 画・管理グループ管理担 当、監査グループ監査担 当） 平成16年6月 同社取締役（財務グループ 財務担当、企画・管理グ ループ管理担当、監査グ ループ監査担当） 平成18年4月 同社取締役（財務グループ 財務担当、企画・管理グ ループ管理担当、内部統制 推進室担当） 平成19年4月 同社取締役（財務グループ 財務担当、企画・管理グ ループ管理・IR担当、内 部統制推進室担当） 平成19年6月 同社取締役（常務役員） （財務グループ財務担当、 企画・管理グループ管理・ IR担当、内部統制推進室 担当） 現在に至る。	注3	22,770株
取締役 常務執行役員		山縣 由起夫	昭和24年9月20日生	昭和47年4月 三菱石油㈱へ入社 平成16年6月 新日本石油㈱執行役員（東 京支店長） 平成18年6月 新日石ビジネスサービス㈱ 代表取締役社長 平成20年4月 新日本石油㈱執行役員（経 営管理第2本部長） 平成20年6月 同社取締役（常務執行役員 経営管理第2本部長） 現在に至る。	注3	25,171株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数
取締役 常務執行役員		加賀美 和夫	昭和26年12月4日生	昭和50年4月 日本鉱業㈱へ入社 平成13年4月 日鉱金属㈱執行役員（業務 総括部門（人事・労務）担 当） 平成13年5月 同社役員待遇（本部コーポ レート担当） 平成14年4月 同社執行役員（佐賀関製錬 所副所長） 平成17年4月 同社執行役員（総務部総務 担当） 平成18年4月 日鉱金属㈱取締役（執行役 員総務部担当、資源・金属 カンパニー総括室担当（総 務）） 平成19年4月 同社取締役（執行役員総務 部担当 兼 資源・金属カ ンパニー総括室審議役） 平成19年6月 同社執行役員（総務部担当 兼 資源・金属カンパニー 総括室審議役） 平成20年4月 同社常務執行役員（総務部 管掌 兼 金属事業本部総 括室審議役） 平成21年4月 同社常務執行役員（総務部 管掌、C S R推進部担当 兼 金属事業本部総括室審 議役） 平成21年6月 新日鉱ホールディングス㈱ 取締役（総務グループ総務 担当 兼 新日鉱マネジメ ントカレッジ事務局長） 現在に至る。	注3	12,705株
取締役 常務執行役員		内島 一郎	昭和27年2月9日生	昭和51年4月 共同石油㈱へ入社 平成16年4月 ㈱ジャパンエナジー経営企 画部長 平成19年4月 同社執行役員（経営企画部 担当、経理部担当） 平成20年4月 同社執行役員（経営企画部 担当、管理部担当） 平成21年4月 同社常務執行役員（経営企 画部担当、管理部担当） 現在に至る。	注3	10,000株
取締役 常務執行役員		川田 順一	昭和30年9月26日生	昭和53年4月 日本石油㈱へ入社 平成16年6月 同社経営管理第2本部総務 部長 平成19年6月 同社執行役員（経営管理第 2本部総務部長） 現在に至る。	注3	14,980株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数
取締役 (非常勤)		木村 康	昭和23年2月28日生	昭和45年4月 日本石油㈱へ入社 平成14年6月 同社取締役(九州支店長) 平成16年6月 同社執行役員(九州支店長) 平成17年6月 同社取締役(執行役員潤滑油事業本部副本部長 兼 潤滑油事業本部潤滑油総括部長) 平成19年6月 同社常務取締役(執行役員エネルギー・ソリューション本部長) 平成20年6月 同社取締役(常務執行役員エネルギー・ソリューション本部長) 現在に至る。	注3	46,010株
取締役 (非常勤)		松下 功夫	昭和22年4月3日生	昭和45年4月 日本鉱業㈱へ入社 平成13年4月 同社執行役員(経営企画部門長補佐) 平成14年9月 新日鉱ホールディングス㈱取締役(財務グループ財務担当) 平成15年6月 同社常務取締役(財務グループ財務担当) 平成16年4月 同社取締役 ㈱ジャパンエナジー常務執行役員(需給部管掌、物流部管掌、原料部管掌) 平成16年6月 同社取締役(常務執行役員需給部管掌、物流部管掌、原料部管掌) 平成17年4月 同社取締役(専務執行役員営業企画部管掌、特約店販売部管掌、広域販売部管掌、リテール販売部管掌、LPガス部管掌) 平成18年6月 同社代表取締役社長 現在に至る。 新日鉱ホールディングス㈱取締役 現在に至る。	注3	33,000株
取締役 (非常勤)		古関 信	昭和21年7月23日生	昭和44年4月 日本石油㈱へ入社 平成14年6月 同社取締役(新エネルギー本部ガス事業部長) 平成16年6月 同社執行役員(新エネルギー本部ガス事業部長) 平成17年6月 新日本石油開発㈱代表取締役副社長 平成20年3月 同社代表取締役社長 現在に至る。 平成20年6月 新日本石油㈱取締役 現在に至る。	注3	36,380株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数
取締役 (非常勤)		岡田 昌徳	昭和21年9月27日生	昭和45年4月 日本鉱業㈱へ入社 平成13年4月 同社執行役員（電子材料部門長 兼 基本理念推進本部審議役） 平成14年6月 同社執行役員（電子材料部門長 兼 電子材料部門審議役） ㈱日鉱マテリアルズ代表取締役社長 平成14年9月 ㈱ジャパンエナジー取締役（執行役員電子材料事業部長 兼 電子材料事業部審議役） 新日鉱ホールディングス㈱取締役 現在に至る。 平成17年6月 日鉱金属㈱代表取締役社長 平成18年4月 日鉱金属㈱代表取締役社長（社長執行役員資源・金属カンパニープレジデント） 平成20年4月 同社代表取締役社長（社長執行役員金属事業本部長） 平成21年4月 同社代表取締役社長（社長執行役員） 現在に至る。	注3	44,500株
社外取締役		庄山 悦彦	昭和11年3月9日生	昭和34年4月 ㈱日立製作所へ入社 平成3年6月 同社取締役（AV機器事業部 事業部長） 平成5年6月 同社常務取締役（家電事業本部 事業本部長） 平成7年6月 同社専務取締役（家電・情報メディア事業本部 事業本部長） 平成9年6月 同社代表取締役取締役副社長 平成11年4月 同社代表取締役取締役社長 平成15年6月 同社代表執行役執行役社長 兼 取締役 平成18年4月 同社代表執行役執行役会長 兼 取締役 平成19年4月 同社取締役会長 平成19年6月 新日鉱ホールディングス㈱社外取締役 現在に至る。 平成21年4月 ㈱日立製作所取締役会議長 平成21年6月 同社相談役 現在に至る。	注3	5,000株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数
社外取締役		高村 壽一	昭和13年1月24日生	昭和36年5月 ㈱日本経済新聞社へ入社 平成3年4月 同社論説委員 平成10年5月 武蔵野女子大学（現武蔵野大学）現代社会学部教授 平成14年4月 同大学現代社会学部長 平成17年4月 同大学副学長・現代社会学部長 平成20年5月 同大学名誉教授 現在に至る。 平成20年6月 新日鉱ホールディングス㈱社外取締役 現在に至る。	注3	8,000株
社外取締役		阪田 雅裕	昭和18年9月20日生	昭和41年4月 大蔵省入省 平成4年6月 同省大臣官房審議官 平成5年7月 内閣法制局第三部長 平成11年8月 同局第一部長 平成14年8月 内閣法制次長 平成16年8月 内閣法制局長官 平成18年9月 内閣法制局長官退官 平成18年11月 弁護士登録 現在に至る。 平成18年12月 アンダーソン・毛利・友常法律事務所顧問現在に至る。 平成19年6月 東京海上日動火災保険㈱社外監査役 現在に至る。 ㈱西日本シティ銀行社外監査役 現在に至る。 平成20年6月 新日本石油㈱社外監査役 現在に至る。	注3	2,140株
社外取締役		小宮山 宏	昭和19年12月15日生	昭和47年12月 東京大学工学部化学工学科助手 昭和63年7月 同大学工学部化学工学科教授 平成12年4月 同大学大学院工学系研究科長・工学部長 平成15年4月 同大学副学長 平成17年4月 同大学総長 平成21年3月 同大学総長退任 平成21年4月 ㈱三菱総合研究所理事長 現在に至る。 平成21年6月 新日本石油㈱社外取締役 現在に至る。 東京電力㈱社外監査役 現在に至る。	注3	10,700株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数
常勤監査役		伊藤 文雄	昭和24年1月5日生	昭和46年7月 日本鉱業㈱へ入社 平成14年6月 同社執行役員（総務・人事部門長補佐） 平成14年9月 新日鉱ホールディングス㈱取締役（総務グループ法務担当） 平成18年4月 同社取締役（総務グループ法務担当、内部統制推進室担当） 平成18年6月 同社取締役（監査グループ監査担当、総務グループ法務担当、内部統制推進室担当） 平成19年6月 同社取締役（常務役員）（監査グループ監査担当、総務グループ法務担当、内部統制推進室担当） 現在に至る。	注4	28,770株
常勤監査役		田淵 秀夫	昭和25年4月16日生	昭和49年4月 日本石油㈱へ入社 平成16年6月 同社執行役員（監査部長） 平成16年7月 同社執行役員（CSR推進部長） 平成19年6月 同社取締役（執行役員CSR推進部長） 平成20年4月 同社取締役 平成20年6月 同社監査役 現在に至る。	注4	26,750株
社外監査役		藤井 正雄	昭和7年11月7日生	昭和32年4月 判事補任官 昭和62年11月 法務省民事局長 平成2年3月 東京高等裁判所部総括判事 平成4年3月 横浜地方裁判所長 平成6年3月 大阪高等裁判所長官 平成7年11月 最高裁判所判事 平成14年11月 最高裁判所判事退官 平成15年1月 弁護士登録 現在に至る。 平成15年6月 新日本石油㈱社外監査役 現在に至る。	注4	22,470株
社外監査役		春 英彦	昭和12年11月4日生	昭和35年4月 東京電力㈱へ入社 平成7年6月 同社取締役（経理部長） 平成11年6月 同社代表取締役常務取締役 平成12年12月 同社代表取締役副社長 平成14年4月 日本銀行政策委員会審議委員就任 平成19年4月 日本銀行政策委員会審議委員退任 平成19年6月 日本郵船㈱社外監査役 現在に至る。 平成20年6月 新日本石油㈱社外監査役 現在に至る。	注4	5,350株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数
社外監査役		渡辺 裕泰	昭和20年4月11日生	昭和44年7月 大蔵省入省 平成8年7月 同省主税局審議官 平成9年7月 国税庁東京国税局長 平成10年7月 同省関税局長 平成12年6月 同省財務総合政策研究所長 平成14年7月 国税庁長官 平成15年7月 国税庁長官退官 平成15年11月 東京大学大学院法学政治学 研究科特任教授 平成16年4月 早稲田大学大学院ファイナ ンス研究科教授 現在に至る。 平成17年9月 ㈱イシダ社外取締役 現在に至る。 平成18年5月 ㈱乃村工藝社社外監査役 現在に至る。 平成19年6月 新日鉱ホールディングス㈱ 社外監査役 現在に至る。 平成20年4月 東京大学大学院法学政治学 研究科客員教授 現在に至る。 平成21年6月 三井物産㈱社外監査役 現在に至る。	注4	2,000株
社外監査役		浦野 光人	昭和23年3月20日生	昭和46年4月 日本冷蔵㈱(現㈱ニチレ イ)へ入社 平成11年6月 同社取締役(経営企画部 長) 平成13年6月 同社代表取締役社長 平成19年6月 同社代表取締役会長 現在に至る。 平成20年6月 新日鉱ホールディングス㈱ 社外監査役 現在に至る。 平成21年6月 三井不動産㈱社外取締役 現在に至る。 ㈱日本システムディベロッ プメント社外監査役 現在に至る。	注4	10,000株
計						626,086株

- (注) 1 就任予定の取締役のうち庄山悦彦、高村壽一、阪田雅裕及び小宮山宏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
- 2 就任予定の監査役のうち藤井正雄、春英彦、渡辺裕泰及び浦野光人は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
- 3 平成23年6月開催の定時株主総会の終結する時までとなっています。
- 4 平成26年6月開催の定時株主総会の終結する時までとなっています。
- 5 日本石油株式会社は、平成11年4月、三菱石油株式会社と合併し、商号を日石三菱株式会社に変更しました。さらに、同社は、平成14年6月、新日本石油株式会社に商号を変更しました。
- 6 日本鉱業株式会社は、平成4年12月共同石油株式会社と合併し、商号を株式会社日鉱共石に変更しました。さらに、同社は、平成5年12月株式会社ジャパンエナジーに、平成15年4月ジャパンエナジー電子材料株式会社に、それぞれ商号を変更しました。
- ジャパンエナジー電子材料株式会社(旧商号 株式会社ジャパンエナジー)は、平成15年4月石油事業を中心とする部門を新設分割し、新設子会社「株式会社ジャパンエナジー」に承継させ、同年10月新日

鋳ホールディングス株式会社と合併し解散しました。

平成18年4月、日鋳金属株式会社は、銅事業、環境リサイクル事業及び技術開発業務等に関する営業を株式会社日鋳マテリアルズに承継させる吸収分割を行い、新日鋳ホールディングス株式会社と合併しました。さらに、株式会社日鋳マテリアルズは、日鋳金属加工株式会社と合併し、商号を「日鋳金属株式会社」に変更しました。

- 7 所有株式数は、平成21年11月15日現在の新日本石油及び新日鋳ホールディングスの株式の所有状況に基づき、株式移転の際の株式移転比率を勘案して作成しております。株式移転比率は、新日本石油の株式1株につき当社の株式1.07株を、新日鋳ホールディングスの株式1株につき当社の株式1.00株をそれぞれ割り当てます。よって、実際に当社の設立日の直前までに、所有する株式数及び当社が交付する新株式数は変動することがあります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① 会社の機関

当社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、執行役員、監査役、監査役会及び会計監査人を設置いたします。

② 役員報酬

当社は、取締役及び監査役の報酬等は株主総会の決議によって定めるものとします（但し、当社の成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの当社の取締役の報酬等の額は1事業年度につき11億円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分の給与及び賞与を含まないこととする。）とし、監査役の報酬等の額は1事業年度につき2億円以内とする旨を定款で定める予定です。）。

③ 取締役の定数

当社の取締役は20名以内とする旨を定款で定める予定です。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定める予定です。また、取締役の選任決議については累積投票によらない旨を定款で定める予定です。

④ 監査役の定数

当社の監査役は8名以内とする旨を定款で定める予定です。監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定める予定です。

⑤ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってこれを行う旨定款に定める予定です。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

⑥ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとしている事項

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき取締役会の決議によって当社の株式を取得することができる旨を定款で定める予定です。また、当社は、株主への機動的な利益還元の実施を目的として、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款で定める予定です。

⑦ 社外取締役及び社外監査役との責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間で、その責任について法令に定める額を限度とする旨の契約を締結することができる旨を定款で定める予定です。

⑧ その他の事項については、当社は新設会社であるため、未定です。

(2) 【監査報酬の内容等】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

第5【経理の状況】

該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となる新日本石油及び新日鉱ホールディングスの経理の状況については、両社の有価証券報告書（新日本石油 平成21年6月23日提出／新日鉱ホールディングス 平成21年6月25日提出）及び四半期報告書（新日本石油 平成21年8月13日及び平成21年11月12日提出／新日鉱ホールディングス 平成21年8月13日及び平成21年11月13日提出）をご参照下さい。

第6【上場申請会社の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は、以下のとおりです。

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度の終了後3か月以内
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日、9月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取及び売渡	
取扱場所	未定
株主名簿管理人	東京都港区芝3丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社
取次所	未定
買取及び売渡手数料	未定
公告掲載方法	電子公告による。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。
株主に対する特典	未定

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
3. 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7【上場申請会社の参考情報】

1【上場申請会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。なお、上場申請会社である当社の完全子会社となる予定の新日本石油及び新日鉱ホールディングスが、それぞれ最近事業年度の開始日から本報告書提出日までの間において提出した、金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下のとおりです。

(1)【組織再編成対象会社が提出した書類】

①【有価証券報告書及びその添付書類】

新日本石油

事業年度第194期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日） 平成21年6月23日関東財務局長に提出。

新日鉱ホールディングス

事業年度第7期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日） 平成21年6月25日関東財務局長に提出。

②【四半期報告書又は半期報告書】

新日本石油

事業年度第195期第1四半期（自平成21年4月1日 至平成21年6月30日） 平成21年8月13日関東財務局長に提出。

事業年度第195期第2四半期（自平成21年7月1日 至平成21年9月30日） 平成21年11月12日関東財務局長に提出。

事業年度第195期第3四半期（自平成21年10月1日 至平成21年12月31日） 平成22年2月12日関東財務局長に提出。

新日鉱ホールディングス

事業年度第8期第1四半期（自平成21年4月1日 至平成21年6月30日） 平成21年8月13日関東財務局長に提出。

事業年度第8期第2四半期（自平成21年7月1日 至平成21年9月30日） 平成21年11月13日関東財務局長に提出。

事業年度第8期第3四半期（自平成21年10月1日 至平成21年12月31日） 平成22年2月12日関東財務局長に提出。

③【臨時報告書】

新日本石油

該当事項はありません。

新日鉱ホールディングス

金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき、臨時報告書を平成21年7月30日関東財務局長に提出。

④【訂正報告書】

新日本石油

該当事項はありません。

新日鉱ホールディングス

訂正報告書（上記③の臨時報告書の訂正報告書）を平成21年8月14日関東財務局長に提出。

訂正報告書（上記②の四半期報告書（事業年度第8期第2四半期）の訂正報告書）を平成22年2月12日関東財務局長に提出。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

新日本石油

- 新日本石油株式会社 本店
（東京都港区西新橋一丁目3番12号）
- 新日本石油株式会社 北海道支店
（札幌市中央区北四条西五丁目1番地）
- 新日本石油株式会社 東北支店
（仙台市青葉区花京院一丁目1番20号）
- 新日本石油株式会社 関東第2支店
（さいたま市大宮区桜木町一丁目7番地5）
- 新日本石油株式会社 関東第3支店
（横浜市中区桜木町一丁目1番地8）
- 新日本石油株式会社 中部支店
（名古屋市中村区名駅四丁目7番1号）
- 新日本石油株式会社 関西支店
（大阪市西区土佐堀一丁目3番7号）
- 新日本石油株式会社 中国支店
（広島市南区的場町一丁目2番19号）
- 新日本石油株式会社 九州支店
（福岡市博多区上川端町12番20号）
- 新日本石油株式会社 沖縄支店
（那覇市久茂地一丁目7番1号）
- 株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）
- 株式会社大阪証券取引所
（大阪市中央区北浜一丁目8番16号）
- 株式会社名古屋証券取引所
（名古屋市中区栄三丁目8番20号）
- 証券会員制法人福岡証券取引所
（福岡市中央区天神二丁目14番2号）
- 証券会員制法人札幌証券取引所
（札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1）

新日鉱ホールディングス

- 新日鉱ホールディングス株式会社 本店
（東京都港区虎ノ門二丁目10番1号）
- 株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）
- 株式会社大阪証券取引所
（大阪市中央区北浜一丁目8番16号）
- 株式会社名古屋証券取引所
（名古屋市中区栄三丁目8番20号）

第三部【上場申請会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第四部【上場申請会社の特別情報】

第1【最近の財務諸表】

該当事項はありません。

第2【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。